



新税制セミナー

令和6年度 税制改正速報！

～どうなる税制改正、経営者様・資産家様の影響は？～

本資料は令和6年度税制改正大綱及び各省庁資料に基づき作成しております。内容につきましては変わる可能性がありますのでご了承ください。
また本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。



税理士法人 **京都経営**
株式会社 **京都経営** コンサルティング

代表社員／税理士 **大江 孝明**

京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
TEL075-603-9022 FAX075-603-9055

<http://www.kyotokeiei.com>





令和6年度税制改正大綱

令和5年12月14日
自由民主党
公明党

1. 構造的な賃上げの実現

- ①所得税・個人住民税の定額減税
- ②賃上げ促進税制の強化

2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

- ①戦略分野国内生産促進税制の創設
- ②イノベーションボックス税制の創設
- ③特定税額控除規定の不適用の整備
- ④研究開発税制の見直し
- ⑤ストックオプション税制の改正など

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- ①子育て支援に関する政策税制
- ②住宅ローン控除・リフォーム減税の拡充
- ③生命保険料控除の拡充

4. 地域・中小企業の活性化等

- ①特例事業承継税制の提出期限の延長
- ②交際費等の損金不算入制度の見直し
- ③外形標準課税の対象法人の見直し
- ④中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

- ①インボイス制度の確定申告期に向けた対応等
- ②税務手続きのデジタル化・キャッシュレス化
- ③課税・徴収制度の整備・適正化

6. 扶養控除等の見直し(令和7年度改正)

- ①高校生の扶養控除の縮小
- ②ひとり親控除の拡充
- ③子育て世帯の生命保険料控除の拡充など

7. 防衛力強化に係る財源確保の税制措置

- ①国内たばこ税率の引き上げなど

【検討事項】

- ①年金課税の見直し
- ②金融所得課税の一体化
- ③給与所得控除や人的控除などの見直し
- ④老老相続の社会変化踏まえ物納制度の見直し
- ⑤帳簿の電子化と適正公平課税の実現など

防衛費強化の財源確保↑【先送り】
金融所得課税の見直し↑【先送り】

法人税



- 法人実効税率 20%台へ
- 投資促進税制の導入・拡充
- 更なる賃上げ促進税制の拡充
- 中小事業再編損失準備金制度
- 事業承継税制(10年集中支援)

所得税



- 最高税率 45%へ(H27～)
- 配偶者控除等見直し(H30～)
- 給与所得控除の見直し(R2～)
- 基礎控除の見直し (R2～)
- 超高所得者層の適正化(R7～)

相続税



- 最高税率 55%へ(H27～)
- 基礎控除 6割へ (H27～)
- 広大地課税強化(H30～)
- 財産債務調書の強化(R5～)
- タワマン課税の強化 (R6～)

贈与税



- 子・孫への贈与優遇(H27～)
- 住宅取得資金 拡充
- 教育資金贈与 (H25～)
- 結婚・子育て資金贈与(H27～)
- 相続時精算課税制度 改正(R6～)

少子高齢化
社会保障費見直し 検討

社会保障の安定財源確保



消費税



- R1.10～ 10%実行 (軽減税率導入)
- R5.10～ 消費税インボイス導入

	項目	具体的内容	増減
個人・家計・暮らし	所得税・個人住民税の定額減税	・納税者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税・住民税から4万円の定額控除 ・給与所得者6月の源泉徴収税額から、年金受給者8月の源泉徴収税額から、事業所得者等7月以降の予定納税から実施	➡
	子育て世帯等の 住宅ローン控除・リフォーム減税の拡充	・子育て世帯等が認定住宅等を取得した場合、縮小予定の住宅控除の借入金限度額を令和6年に限り維持 ・住宅のリフォーム減税に、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事を令和6年に限り追加 (R6.4.1～R6.12.31)	➡
	子育て世帯の 扶養控除・生命保険料控除の拡充	・高校生の扶養控除の縮小(38万円⇒25万円)、ひとり親控除の拡充(35万円⇒38万円)を、令和7年税制改正で結論 ・23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料の適用限度額の拡大(4万円⇒6万円)を、令和7年度税制改正で結論	➡ ➡
	既存住宅リフォーム減税の見直し・延長	・既存住宅のリフォーム減税(耐震・バリアフリー・省エネ等)の税額控除につき、適用期限を2年延長 (R7.12.31まで) ・リフォーム減税の適用対象者の合計所得金額の要件を、2,000万円以下(現行3,000万円以下)に引き下げ	➡ ➡
	住宅取得等資金贈与の見直し・延長	・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置につき、適用期限が3年延長 (R8.12.31まで) ・省エネ等住宅のうち、省エネルギー基準について、新築家屋につき断熱等性能等級などの基準を見直し	➡
	事業承継税制の 特例承継計画等の提出期限の延長	・コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れているため 事業承継税制の特例承継計画の提出期限を、法人版・個人版とも、令和8年3月31日まで2年延長 (適用期限は延長なし)	➡
	土地に係る固定資産税等の 負担調整措置	・令和6年度は、3年に一度の固定資産税評価替えの年にあたり、負担水準のバラツキが拡大することが見込まれるため、 現行の負担調整措置、条例減額制度等の適用期限を令和8年度まで3年間延長 (R6～R8)	➡
法人・事業・ビジネス	中小企業の 賃上げ促進税制の拡充・延長	・持続的な賃上げの実現に向け、中小企業の賃上げ促進税制を拡充し、適用期限を3年間延長 (R9.3.31まで) ・賃上げ促進税制の上乗せ措置(女性活躍・子育て支援創設など)を見直し、税額控除率を最大45%(現行40%)へ拡大 ・赤字企業の中小企業については、賃上げ促進税制の恩恵を受けられないことから、5年間の繰越控除を創設する	➡ ➡
	戦略分野国内生産促進税制の創設	・国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる分野(半導体・電気自動車等)における国内投資を促進するため、 生産・販売量に比例して法人税額を控除する「戦略分野国内生産促進税制」を創設 (関係法施行日～R9.3.31まで)	➡
	イノベーションボックス税制の創設	・研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権から生じる国内の譲渡所得、国内外のライセンス所得について、所得控除を認める「イノベーションボックス税制」を創設 (関係法施行日～R14.3.31)	➡
	中小企業事業再編損失準備制度の 拡充・延長	・M&A後の損失に備える現行制度を見直した上で、現行制度の適用期限を3年間延長 (R9.3.31まで) ・成長意欲ある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体で成長していくことを後押しするため、 複数回のM&Aで最大100%(現行:70%)損金算入できる新しい制度を追加 (関係法施行日～R9.3.31まで)	➡ ➡
	交際費課税の特例措置の拡充・延長	・接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る交際費800万円損金算入の特例を3年延長 (R9.3.31まで) ・交際費等から除外される飲食費の基準が、令和6年4月1日以後支出から、1人当たり1万円以下(現行:5千円)に引き上げ	➡ ➡
	少額減価償却資産の特例の延長	・少額減価償却資産(30万円未満)の損金算入の特例について、適用期限を2年間延長 (R8.3.31まで) ・中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用対象から除外される法人が追加	➡
	中小企業倒産防止掛金の 損金算入の特例の見直し	・中小企業倒産防止掛金の損金算入の特例につき、令和6年10月1日以後に中小企業倒産防止掛金の解除があった後に、 同契約を再契約した場合、その解除の日から2年を経過する日までに支出する掛金は、損金算入できない (R6.10.1～)	➡
	外形標準課税の対象法人の見直し	・減資による外形標準課税逃れの対応策として、外形標準課税の適用対象法人の範囲を拡大 (R7.4.1～) ・100%子法人等の外形標準課税逃れの対応策として、外形標準課税の適用対象法人の範囲を拡大 (R8.4.1～)	➡

(1) 相続税申告実績

【H27税制改正】
3,000万円+600万円×法定相続人の数

①高齢者増加
②土地の地価上昇
③預金・有価証券の増加

項目	H26事務年度	H27事務年度
①死亡者数	127.3万人	129.0万人
②相続申告件数	56,239人	103,043人
③課税割合 (②/①)	4.4%	8.0%
④相続人数	133,310人	233,555人
⑤課税価格	11兆4,766億円	14兆5,554億円
⑥相続税額	1兆3,908億円	1兆8,116億円
⑦被相続人 1人当たり	課税価格	2億 407万円
	相続税額	1億4,126万円
		2,473万円
		1,758万円

令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年対比
138.1万人	137.2万人	143.9万人	156.9万人	109.0%
115,267人	120,372人	134,275人	150,858人	112.4%
8.3%	8.8%	9.3%	9.6%	0.5%
254,517人	264,455人	294,058人	329,444人	112.0%
15兆7,843億円	16兆3,937億円	18兆5,774億円	20兆6,840億円	111.3%
1兆9,754億円	2兆 915億円	2兆4,421億円	2兆7,989億円	114.6%
1億3,694万円	1億3,619万円	1億3,835万円	1億3,711万円	99.1%
1,714万円	1,737万円	1,819万円	1,855万円	102.0%

大幅増

【出典:国税庁 相続税申告実績の概要】

(2) 相続税の調査事績

項目	H26事務年度	H27事務年度
①実地調査件数	12,406件	11,935件
②申告漏れ等の非違件数	10,151件	9,761件
③非違割合 (②/①)	81.8%	81.8%
④重加算税 賦課件数	1,258件	1,250件
⑤重加算税 賦課割合	12.4%	12.8%
⑥申告漏れ 課税価格	3,296億円	3,004億円
⑦上記 追徴税額	583億円	458億円
⑧実地調査 1件当たり	申告もれ価格	2,657万円
	追徴税	2,517万円
		540万円
		489万円

令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年対比
10,635件	5,106件	6,317件	8,196件	129.7%
9,072件	4,475件	5,532件	7,036件	127.2%
85.3%	87.6%	87.6%	85.3%	▲1.7%
1,541件	719件	858件	1,043件	121.6%
17.0%	16.1%	15.5%	14.8%	▲0.7%
3,048億円	1,785億円	2,230億円	2,630億円	117.9%
587億円	319億円	340億円	388億円	114.2%
2,866万円	3,496万円	3,530万円	3,209万円	90.9%
641万円	943万円	886万円	816万円	92.1%

増加傾向

調査厳しい

【出典:国税庁 相続税の調査等の状況】

(3) 申告漏れ相続財産の内訳



- ① 第1位 現金・預貯金 815億円 (現金・名義預金など)
 - ② 第2位 土地 336億円 (先祖名義・海外財産・評価ミス)
 - ③ 第3位 有価証券 309億円 (名義株・自己株・海外運用など)
- ※その他の漏れ多い (貸付金・地金・未収退職金・生命保険契約に関する権利・貴金属)

- ① 近年は、海外において色々な金融資産や資産運用スキームを用いて運用されるケースが増加
- ② 平成26年より、「国外財産調書」の提出義務 (「5,000万円超の国外財産ある方」)
- ③ 平成27年より、「財産債務調書」の提出義務 (「2,000万円以上の所得金額」かつ「総資産3億円以上」)
- ④ 令和5年より、「財産債務調書」の提出義務 (「所得なし方」でも、「総資産10億円以上」の方 追加)

【家計における現金・預金の推移】

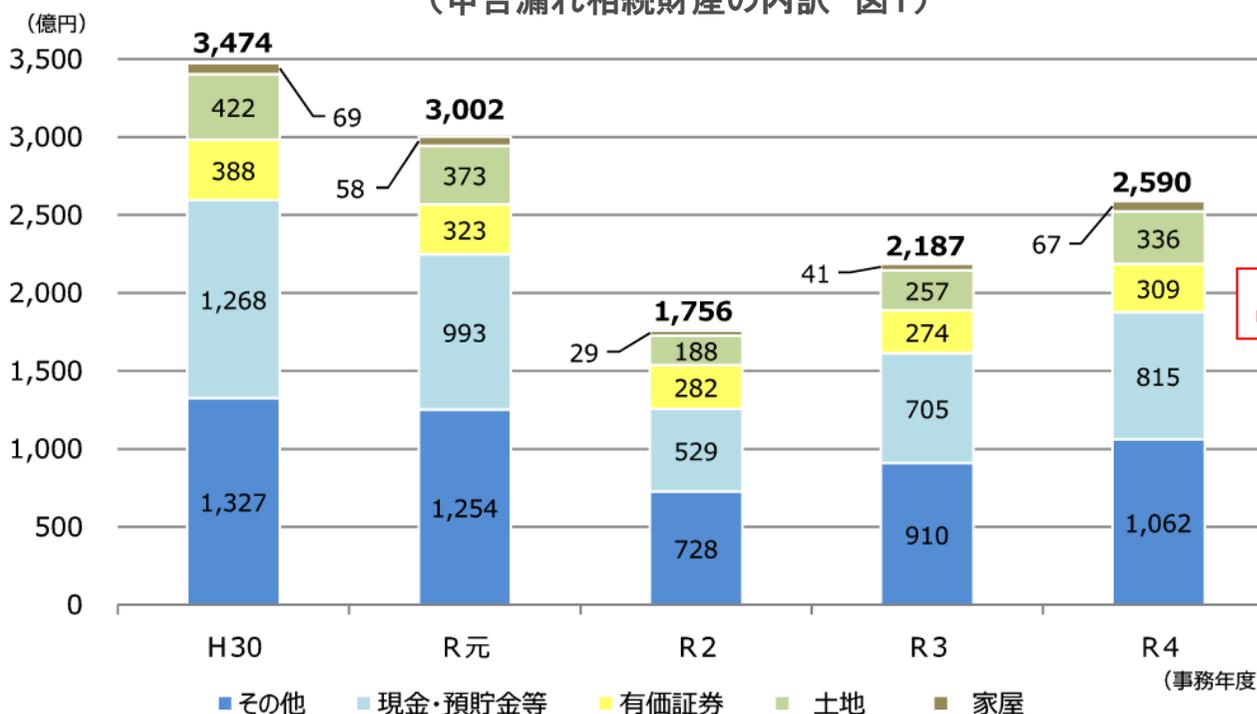
2015年12月	910兆円
2016年12月	945兆円
2017年12月	970兆円
2018年12月	985兆円
2019年12月	1,007兆円
2020年12月	1,057兆円
2021年12月	1,092兆円
2022年12月	1,116兆円

【家計における現金の推移】

2015年12月	83兆円
2016年12月	87兆円
2017年12月	92兆円
2018年12月	94兆円
2019年12月	96兆円
2020年12月	101兆円
2021年12月	107兆円
2022年12月	110兆円

【日銀 資金循環統計より】

(申告漏れ相続財産の内訳 図1)



ガラス張りに

現預金
申告もれ 大幅減少

(国税庁 HP 相続税の調査等の状況より抜粋)

制度の概要

2024年(令和6年)6月1日以降の給料・年金等～



- ① デフレ脱却の一時的な措置として、**令和6年度の所得税・住民税の減税**を行う
- ② 納税者本人と配偶者を含めた**扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、住民税1万円の定額減税**

(1)内容

【所得税】居住者(※1)の令和6年分の所得税額から、特別控除の額を控除する(その者の所得税額が上限)

【住民税】納税義務者(※2)の令和6年分の所得割の額から、特別控除の額を控除する(その者の所得割の額が上限)

項目		定額減税の実施内容
所得制限		令和6年度の合計所得金額が 1,805万円以下 (給与所得の場合は、収入金額2,000万円以下)
特別控除の額	所得税	本人: 3万円 同生計配偶者(※3)及び扶養親族(※3): 1人につき3万円
	住民税	本人: 1万円 控除対象配偶者(※4)及び扶養親族(※5): 1人につき1万円

(※1) 国内に住所を有し、又は、現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人

(※2) 国内に住所を有する者

(※3) 居住者の配偶者・親族等で、その居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が48万円以下である居住者

(※4) 前年の合計所得金額が1,000万円以下である住民税の納税義務者の配偶者で、その納税義務者を生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者(国外居住者を除く)

(※5) 住民税の納税義務者の親族等で、その納税義務者を生計を一にするもののうち、その前年の合計所得金額が48万円以下である者(国外居住者を除く)

実務上の留意事項

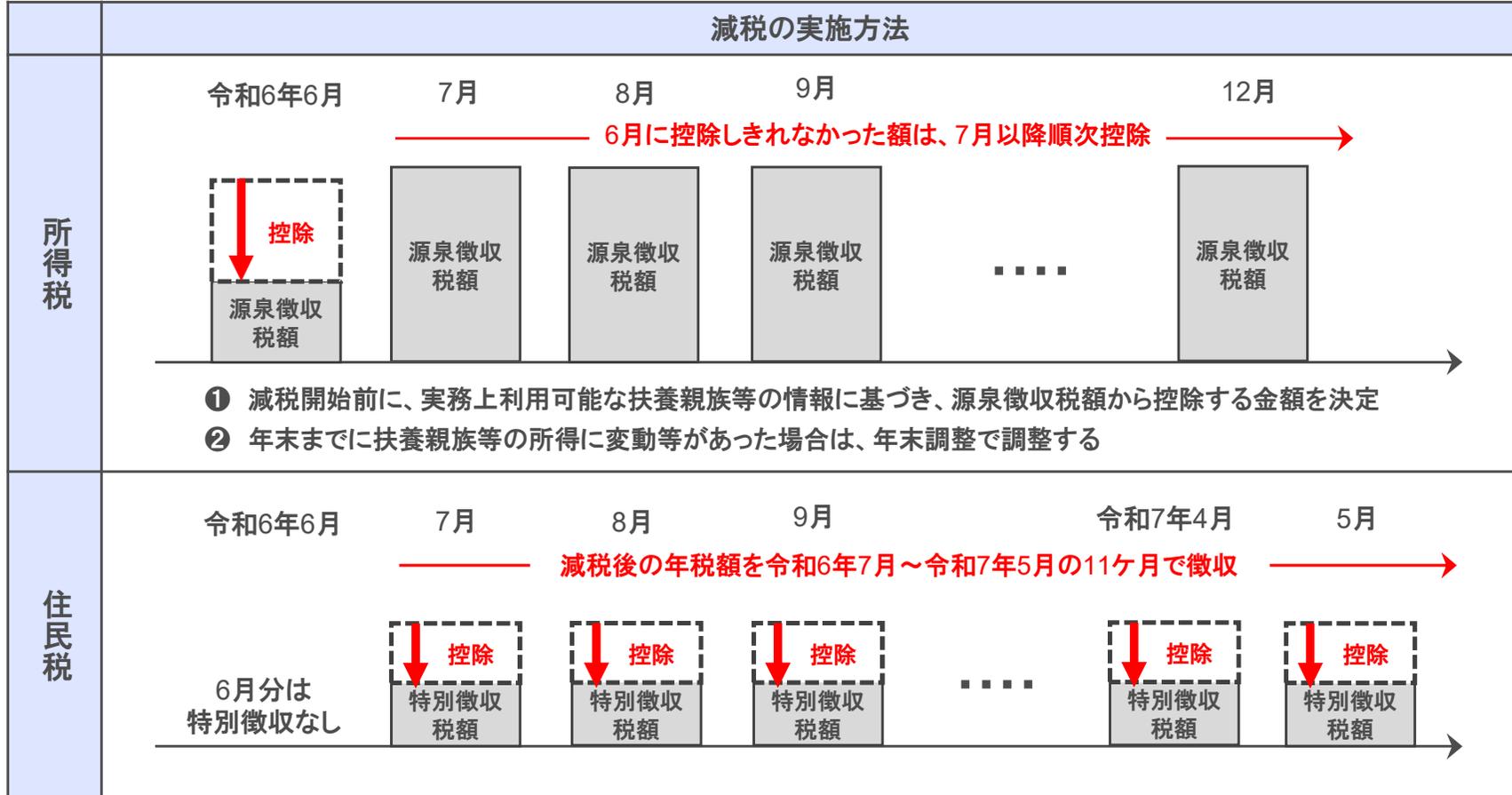
- ① 納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税・住民税合わせて4万円の減税となる
- ② 株式や不動産の譲渡所得や退職所得などで、合計所得金額が増えると減税が受けられなくなる
- ③ 前年の合計所得金額が1,000万円を超える住民税の納税義務者の配偶者分の特別控除の額(1万円)は、令和7年分の住民税の所得割の額から控除される
- ④ 交付金(給付金)の対象にならず、定額減税の恩恵を十分受けられない所得層への対応策が検討中

2024年(令和6年)6月以降の給料・賞与支給～



制度の概要

給与収入(賞与含む)について、源泉徴収義務者の事務負担を配慮し、**給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税実施**



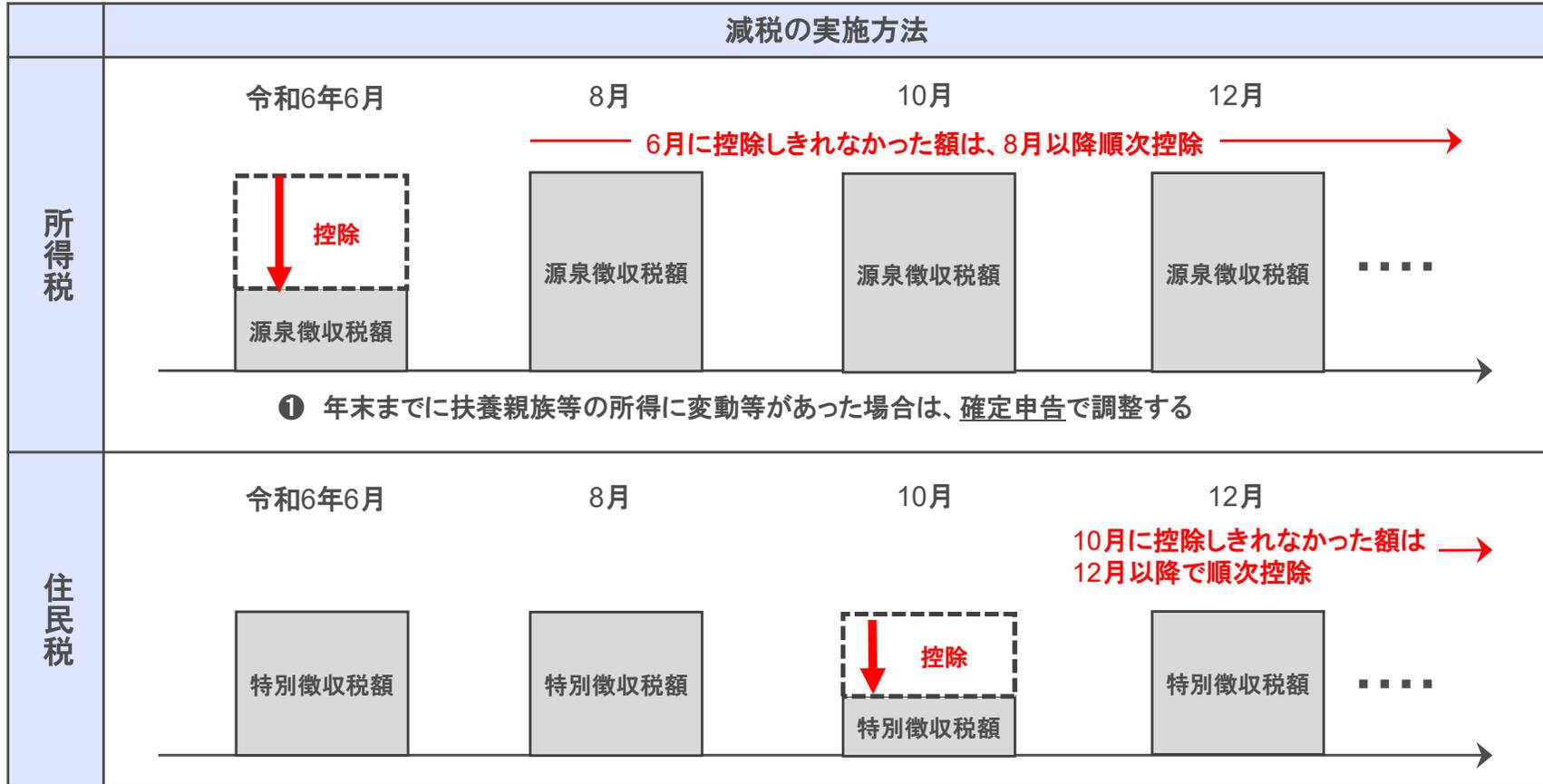
実務上の留意事項

- ① 給料支払者は、6月の給料・賞与支給からの対応になるため、給料システム改修等の準備が必要となる
- ② 減税開始に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する金額を決定
- ③ 年末調整時、扶養控除等の変動により特別控除の額が変わる場合、**年末調整(確定申告)**で調整する必要がある

制度の概要

2024年(令和6年)6月以降の年金支給～

日本年金機構等が支払う公的年金(老齢年金)について、原則として6月以降の支給分に係る源泉徴収税額から減税実施



実務上の留意事項

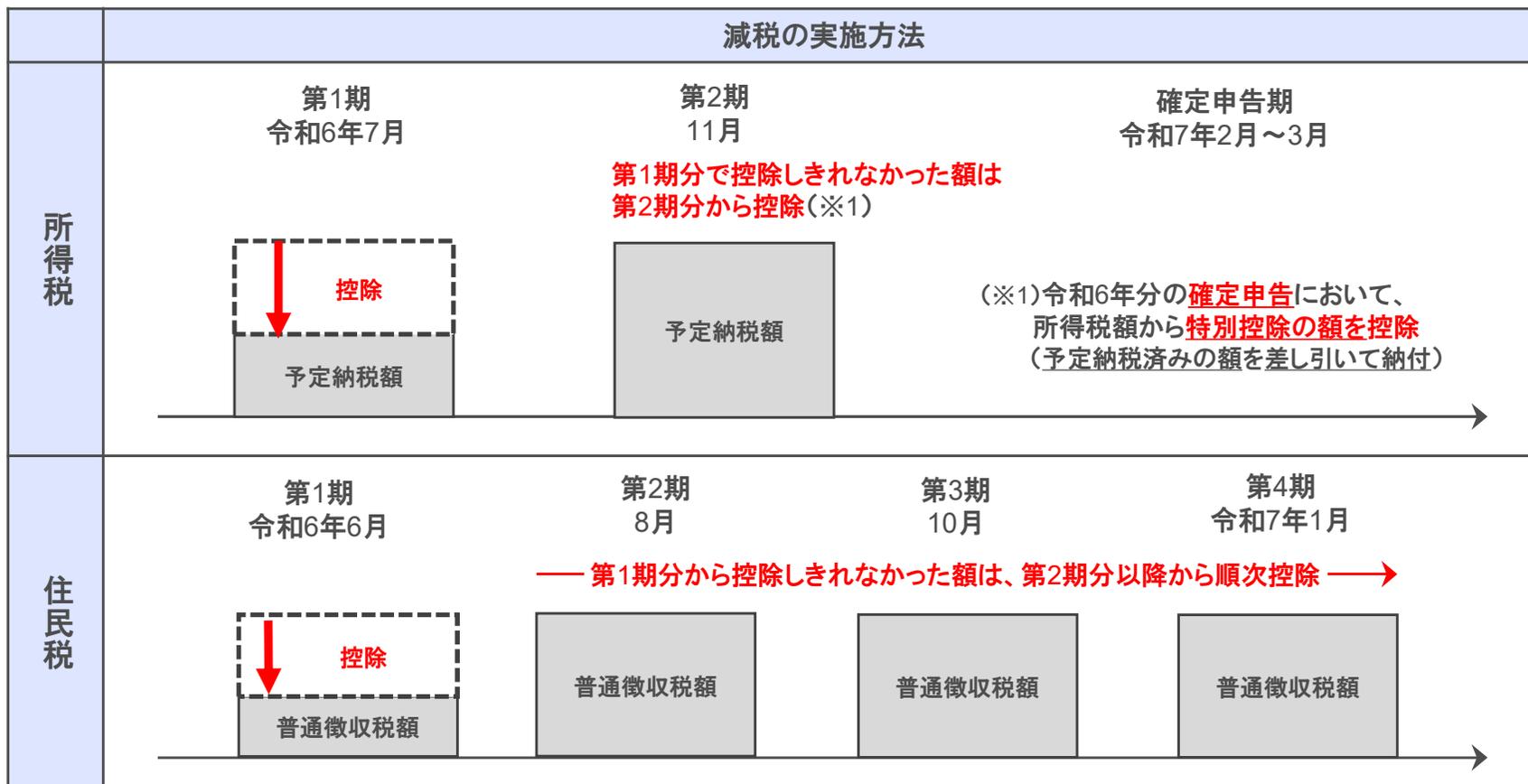
- ① 日本年金機構等に提出された令和6年分の扶養控除等申告書に基づき、特別控除の額が決定される
- ② 年末時点で、扶養控除等の変動により特別控除の額が変わる場合、確定申告で調整する必要がある



制度の概要

2024年(令和6年)7月以降の予定納税～

- ① **事業所得者等**については、原則として**確定申告**の機会に**定額減税**が実施される
- ② **予定納税の対象者**については、**予定納税**の機会を通じて**定額減税**が実施される



実務上の留意事項

- ① 予定納税対象者数は、約141万人（7月予定納税時に特別控除の額が決定される）
- ② 確定申告時点で、扶養控除等の情報により、特別控除の額を控除(予定納税済みの額を差し引いて納付)

2024年(令和6年)4月1日～12月31日まで

制度の概要

- ① **子育て世帯等**が認定住宅等を取得した場合、縮小予定の**住宅ローン控除の借入金限度額**が**令和6年に限り維持**される
- ② **子育て世帯等**について、新築住宅の床面積要件が**40㎡**に**緩和**される（合計所得が1,000万円以下の者に限る）

(1)住宅ローン減税特例

※「子育て特例対象個人」とは、**夫婦いずれかが40歳未満の者**又は**19歳未満の扶養親族を有する者**

【令和7年度税制改正】
令和6年度と同様の方向性で検討

			令和4年・令和5年入居	令和6年入居		令和7年入居
				子育て特例対象個人	左記以外	
借入金限度額	新築・買取再販	認定住宅 ※1	5,000万円	5,000万円	4,500万円	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円	3,000万円
		一般住宅	3,000万円	0円 (令和5年までに建築確認)	0円 (令和5年までに建築確認)	0円 (令和5年までに建築確認)
中古	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円				
	一般住宅	2,000万円				
控除率		0.7%				
控除期間	新築・買取再販	13年	13年(一般住宅10年)			
	中古	10年				
所得要件		2,000万円以下				
床面積基準		50㎡ (新築は40㎡・所得1,000万円以下) 令和6年(現行は令和5年)まで建築確認を受けた新築住宅は40㎡以上				

実務上の留意事項

- ① 現下の急激な住宅価格の上昇を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応
- ② 子育て特例対象個人であっても、中古物件を取得した場合には、借入金限度額の上乗せはない
- ③ 床面積要件は、子育て特例対象個人以外にも適用がある

制度の概要

2024年(令和6年)4月1日～12月31日まで



- ① 既存住宅のリフォーム減税に、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が追加される
(②は、令和6年4月1日～令和6年12月31日までの間に供したの場合に限る)
- ② 従来の既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・耐久性向上リフォームに係る特例措置を2年間延長

(1)子育て世帯のリフォーム減税

※「子育て特例対象個人」とは、夫婦いずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者

対象工事		対象工事 限度額	最大控除額 (対象工事)	適用時期
長期優良 住宅化	耐久性向上 (+耐震+省エネ)	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)	令和7年12月31日 まで 2年間延長
	耐久性向上 (+耐震 or +省エネ)	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)	
省エネ		250万円	25万円	
耐震				
三世帯同居		200万円	20万円	
バリアフリー		200万円	20万円	
子育て【追加】		<u>250万円</u>	<u>25万円</u>	令和6年4月1日 ～令和6年12月31日

【令和7年度税制改正】
令和6年度と同様の方向性で検討

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※2 対象工事の限度額超過額とその他増改築工事についても一定範囲まで5%減税

子育てに対応した住宅への
主なリフォームイメージ

転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

【令和6年度 国土交通省 税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 現下の急激な住宅価格の上昇を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応
- ② 子育て世帯の住居環境改善のため、子どもの事故防止、対面キッチン、防音設備などが対象となる
- ③ 子育て特例対象個人の年齢の判定は、大綱に記載がないが、その年の12月31日現在の年齢で判断されると想定される

制度の概要

2026年(令和8年)1月1日～の予定

① 高校生の扶養控除の縮小(案)

高校性への児童手当の支給に伴い、①控除がない中学生までの取り扱い ②上乗せがある大学生の控除とのバランス等を踏まえ、**高校生の扶養控除を、所得税25万円(現行38万円)、住民税12万円(現行33万円)に縮小**の方向性が検討され、**令和7年度税制改正**で結論を得ることとされる

② ひとり親控除の拡充(案)

①親の所得要件を**合計所得金額1,000万円以下(現行500万円)**に緩和
②ひとり親控除額を**所得税38万円(現行35万円)、住民税33万円(現行30万円)**へ**拡充**する方向性で検討され、**令和7年度税制改正**で結論を得ることとされる



(1)高校生の扶養控除の縮小

年齢	区分	所得税		住民税		参考
		現行	改正後	現行	改正後	
16歳未満 (中学校以下)	年少扶養親族	対象外		対象外		児童手当【拡充】
16歳以上19歳未満 (高校生相当)	一般の扶養親族	38万円	25万円	33万円	12万円	高校無償化(一部) 児童手当【拡充】
19歳以上23歳未満 (大学生相当)	特定扶養親族	63万円 (38万円+上乗せ25万円)		45万円 (33万円+上乗せ12万円)		なし

【検討①】
児童手当支給に伴い、
16歳未満とのバランス
⇒ **38万円控除の廃止**

【検討②】
高校生も教育費等がかさむ時期
高校無償化の際に廃止した
⇒ **上乗せ25万円部分の復活**

【検討③】
高校生の間、新たに支給される児童手当
と合わせて手取りがプラスになるよう設計

【検討④】
・ひとり親の自立支援進める ⇒ **所得要件緩和**
・子育ての負担状況踏まえ ⇒ **控除額引上げ**



(2)ひとり親控除の拡充

項目	現行	改正後
適用対象	合計所得金額 500万円以下	合計所得金額 1,000万円以下
控除額	所得税 35万円 住民税 30万円	所得税 38万円 住民税 33万円

制度の概要

2026年(令和8年)1月1日～の予定

- ① 子育て世帯への遺族補償の備えを強化するため、**生命保険料控除の拡充**が以下の方向性
- ② **23歳未満の扶養親族がいる**場合、所得税において**新生命保険料にかかる一般生命保険料控除の適用限度額を6万円**(現行:4万円)に引き上げる **令和7年度税制改正**にて結論を得る
(ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の**合計適用限度額**は、**現行の12万円から変更なし**)
- ③ **一時払生命保険料**は、生命保険保険料の適用対象から**除外**される



(1)子育て世帯の生命保険料控除の限度額の改正案

	旧契約 (～平成23年)	新契約 (平成24年～)		
		現行	改正後	
			23歳未満の 扶養親族いる場合	左記以外 (現行と変更なし)
一般生命保険料	5万円	4万円	6万円	4万円
介護医療生命保険料	—	4万円	4万円	4万円
個人年金保険料	5万円	4万円	4万円	4万円
全体の限度額	計10万円	計12万円	計12万円	計12万円

合計適用限度額は変更なし

実務上の留意事項

- ① 税制改正大綱には、住民税の生命保険料控除の記載はないが、おそらく同様の引き上げ措置がされる
- ② 税制改正大綱には、「適用時期」の記載はないため、令和7年度税制改正で検討され結論を得る
- ③ 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額については、現行の12万円から変更がされないため、既に限度額に達している者は本改正に影響額がない

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし



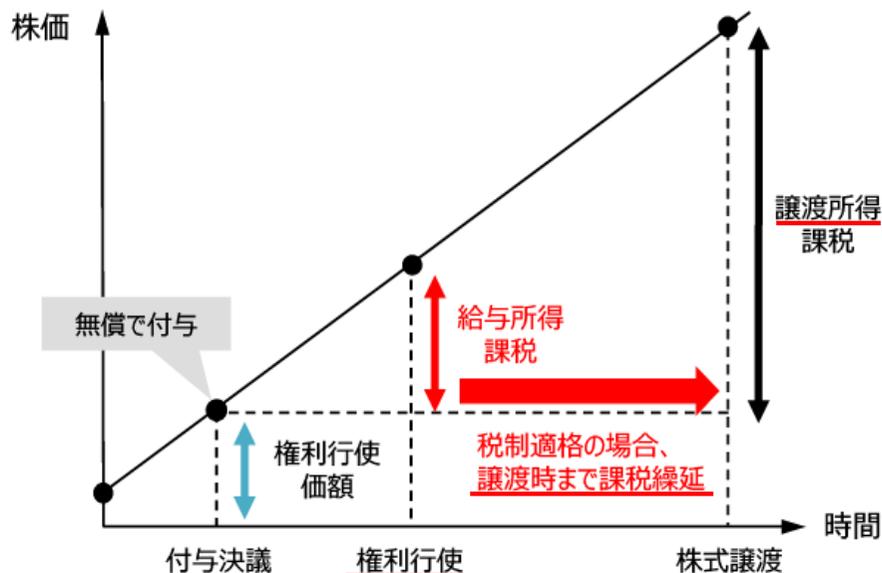
- ① スタートアップ企業の資金面・人材面での課題を税制面から後押しすることを目的として、税制適格ストックオプションの利便性の向上や権利行使価額の上限額の引き上げなど要件の緩和が実施される

現行制度

- ① **株式保管委託要件：**
非上場段階で権利行使後、証券会社等に保管委託することが必要
- ② **権利行使価額の限度額：** 1,200万円/年
- ③ **社外高度人材：**
一定の要件を満たした社外高度人材が対象

改正概要

- ① **株式保管委託要件：** 新たな**株式管理スキーム**を創設し、発行会社による株式の管理も可能とする 非上場会社(スタートアップ企業等)も適用可能に
- ② **権利行使価額の限度額：**
設立5年未満の会社が付与したものは、**2,400万円/年**
設立5年以上20年未満の会社*が付与したものは、**3,600万円/年**
*非上場又は上場後5年未満の上場企業 付与上限も拡大 早期の権利行使も可能
- ③ **社外高度人材：** 新たに、**非上場企業の役員経験者**等を追加し、国家資格保有者等に求めていた**3年以上の実務経験の要件を撤廃**するなど、対象を拡大



税制適格ストックオプション

- 権利行使時の経済的利益には課税せず 株式譲渡時まで課税繰延
- 譲渡所得として課税

【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】



(1)エンジェル税制



制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、譲渡損失の繰越控除等について、特定株式の取得に要した金額に新株予約権の取得を追加、及び一定の信託を取得した場合を追加
- ② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、国家戦略特別区域法、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社について、①株式の発行期限を2年延長 ②申請書へ一定の書類の添付不要とする

(2)NISAの利便性の向上



制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① **金融機関変更に伴う通知書**について、書面の交付・添付に代えて、**電磁的方法**により**当該通知書に記載すべき事項の提供等**ができることとする
- ② 非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権の行使等で金銭の払込みをして取得した上場株式等について一定の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定に受け入れることができるなど、利便性向上に繋がるよう改正される

(3)国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、減額対象所得基準の見直し



制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を**24万円**(現行:22万円)に**引き上げる**
- ② 国民健康保険税の**減額対象となる所得基準**を以下の通り**引き上げる**
 - ① **5割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得 : 被保険者等の数×**29.5万円** (現行:29万円)
 - ② **2割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得 : 被保険者等の数×**54.5万円** (現行:53.5万円)

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日～2026(令和8年)12月31日までの3年間



- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が3年間延長される
- ② 省エネ等住宅(省エネ・耐震・バリアフリー基準のいずれかに適合する家屋)のうち、省エネルギー基準について、新築家屋につき、以下の見直しがされる

(1)省エネ等住宅の家屋の要件変更

項目		現行	改正後
適用期間		R4.1.1～R5.12.31	<u>R6.1.1～R8.12.31</u>
非課税限度額	省エネ等住宅 ※1	1,000万円	
	その他一般住宅	500万円	
受贈者	所得要件	合計所得金額 2,000万円以下	
	年齢要件	18歳以上	
省エネ等住宅 ※1	省エネルギー基準	「断熱等性能等級4以上」又は「一次エネルギー消費量等級4以上」	「断熱等性能等級 <u>5以上</u> 」又は「一次エネルギー消費量等級 <u>6以上</u> 」※2
	耐震基準	「耐震等級2以上」又は「免振構築構築物」	
	バリアフリー基準	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	

※1 省エネ等住宅とは、省エネ基準・耐震基準・バリアフリー基準のいずれかに適合する家屋で、住宅性能証明書など一定の証明がされたもの

※2 令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、現行と同じ「断熱等性能等級4以上」又は「一次エネルギー消費量等級4以上」の現行基準で、省エネ住宅等の判定される

実務上の留意事項

- ① 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例も、3年間延長

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日～2025年(令和7年)12月31日まで2年間延長

- ① 既存の住宅リフォーム等(耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅)に係る特例措置について、**適用期限を令和7年12月31日まで2年間延長**する
- ② リフォーム減税の対象となる「省エネ改修工事」のうち、「**エアコンの省エネルギー基準達成率**」を、**107%以上**(現行:114%以上)に**変更**する
- ③ リフォーム減税の適用対象者の**合計所得金額要件**を、**2,000万円以下**(現行3,000万円以下)に**引き下げる**

(1)既存住宅のリフォーム減税

必須工事			その他工事			最大控除額 (必須+その他)	適用対象者 合計所得要件
対象工事	対象工事 限度額	控除率	対象工事	対象工事 限度額	控除率		
耐震改修 ※1	250万円	10%	・必須工事の対象 工事限度額超過分 + ・その他のリフォーム	必須工事に係る 標準的な費用相当額 と同額までの金額 (※必須工事と合わせ 合計1,000万円限度)	5%	62.5万円	所得要件なし
バリアフリー改修	200万円					60万円	2,000万円以下 (現行) (3,000万円以下)
省エネ改修	250万円 (350万円)					62.5万円 (67.5万円)	
三世帯同居改修	250万円					62.5万円	
長期優良 住宅化	耐久性向上 (+耐震+省エネ)					500万円 (600万円)	
	耐久性向上 (+耐震 or +省エネ)	250万円 (350万円)	62.5万円 (67.5万円)				

※ ()書きは、太陽光発電を設置する場合の限度額となる

※1 S56.5.31以前(旧耐震基準)に建築された建物のみ対象となる

実務上の留意事項

- ① 子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額がいくらになるかは、大綱に明記ないため、今後明らかにされる
- ② 一定の子育て改修工事を行った際にも、その他工事に関する控除率5%の制度は適用されるのか、大綱に明記がなく今後明らかにされる

制度の概要

2024年(令和6年)4月1日～2026(令和8年)3月31日までの2年間

- ① コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により**事業承継の検討が遅れている**状況
- ② 事業承継税制の「**特例承継計画の提出期限**」を、法人版・個人版とも、**令和8年3月31日**まで**2年延長**される

(1)特例承継計画等の提出期限の延長



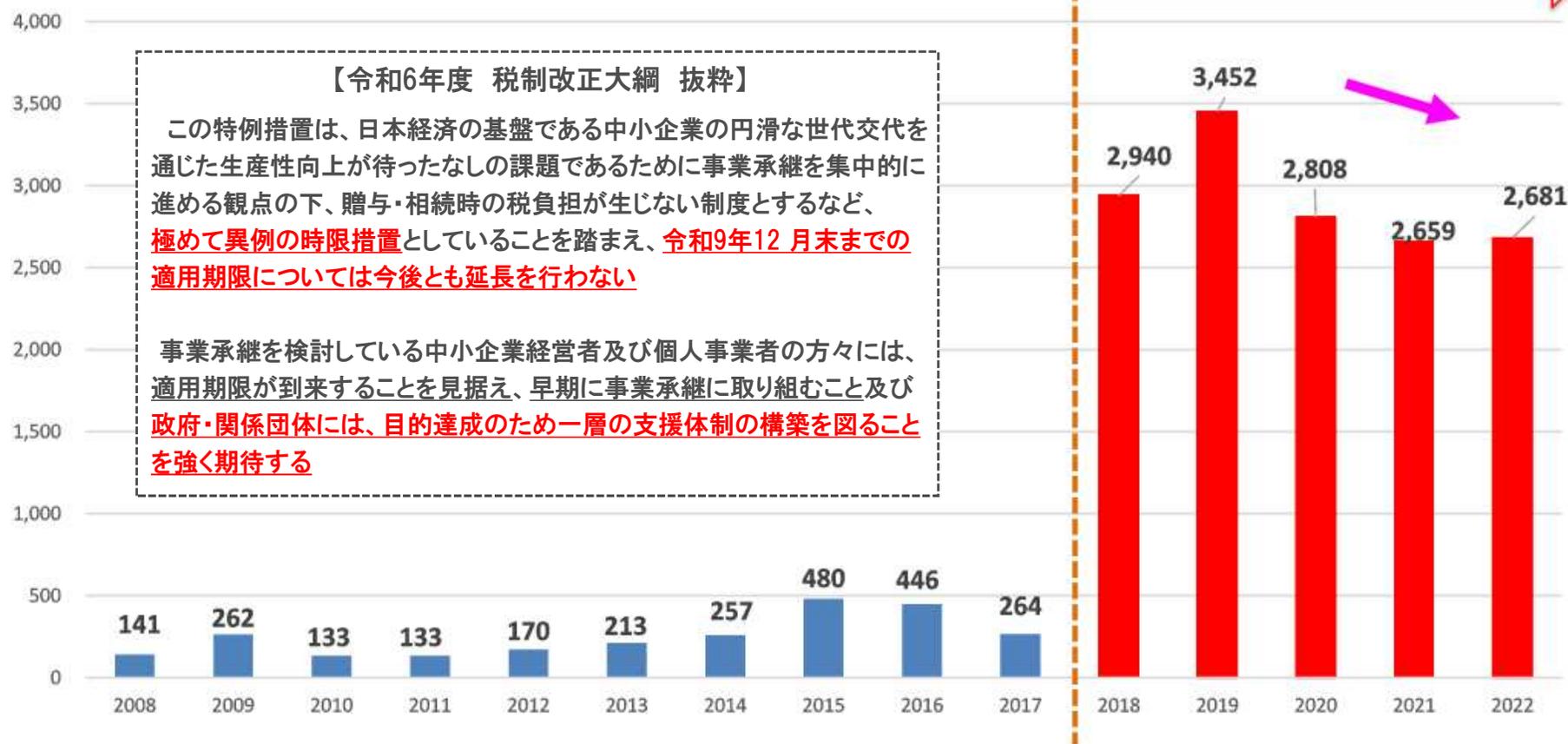
実務上の留意事項

- ① 適用期限は、法人版は2027年(令和9年)12月31日、個人版は2028年(令和10年)12月31日については、今後も**延長されない見込み**のため、本制度を受ける可能性がある場合は、**早めに事業承継計画の策定に着手**したほうがよい

- 事業承継税制は、地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されている。
- 特例承継計画（法人版）の活用件数は、コロナ禍前（2018・2019年）は増加したもののコロナ禍（2020年～2022年）は落ち込んだ。急激な経営環境の変化により、中小企業の事業承継の検討が遅れている。

コロナ等による活用の遅れ

● 活用件数の推移



【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降



- ① 「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う
- ② 令和6年1月以降、NISA制度は**恒久化**し、**非課税保有期間が無期限**となります
- ③ 「つみたてNISA」⇒『**つみたて投資枠**』へ、「一般NISA」⇒『**成長投資枠**』へ変わり、**年間投資上限額**など**拡充**します

【現行NISA制度の概要】

令和5年で終了(※3)

	つみたてNISA (2018創設)	一般NISA (2014創設)	ジュニアNISA (2016創設)
対象年齢	18歳以上		
年間投資上限	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
生涯 非課税限度額	800万円	600万円	400万円
口座開設期間	2042年	2028年	2023年
投資対象商品	長期積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式・ETF REIT・株式投信	上場株式・ETF REIT・株式投信
売却枠の再投資	不可		

【新・NISA】

つみたて投資枠	成長投資枠
18歳以上	
120万円	240万円
併用可 (最大360万円)	
無期限化	
1,800万円 ※1.2 (成長投資枠は1,200万円が限度)	
恒久化	
長期積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式・ETF REIT・株式投信
可能	

※1 生涯非課税限度額は、**取得対価の額の合計額で判定** 口座内で**売却**を行った場合、**再投資(枠の再利用)**が可能になります

※2 つみたて投資枠の設定をすることが、成長投資枠の勘定を設ける条件となっています

※3 令和5年までジュニアNISAにて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても所定の手続きをとれば、18歳まで非課税措置が受けられる

実務上の留意事項

- ① 2023年(令和5年)末までに改正前の「一般NISA」及び「つみたてNISA」において投資した商品は、**新・NISAの生涯非課税限度額には含まれず、現行制度の取扱いが継続される**
- ② NISA口座内で**損失**が発生した場合には、その**損失はないもの**とされる (他口座と**損益通算不可**)
- ③ 購入前時点での生涯投資額の合計額と、生涯非課税限度額1,800万円との差額を上回る金額の商品を新たに購入する場合には、**新・NISA口座でなく通常の課税口座で受け入れられることとなる**

制度の概要

【2024年(令和6年)1月1日～2027年(令和9年)12月31日まで 4年間延長】

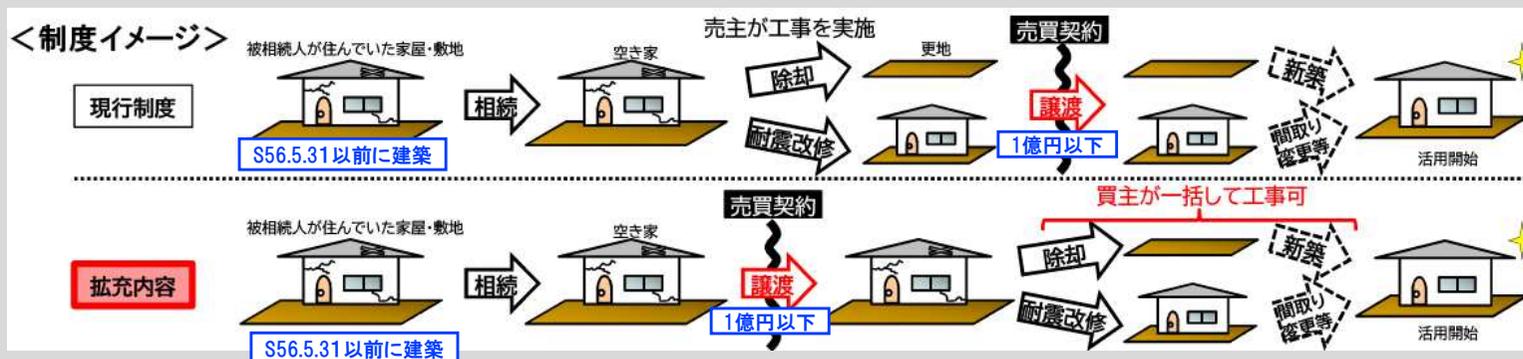
- ① 空き家の発生の抑制を図るため、空き家の譲渡所得の3,000万円控除の特例について、その適用期限を**4年間延長**する
- ② 【減税】 買主が、譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修工事や除却工事を実施する場合も**適用対象**とする
- ③ 【増税】 被相続人居住用家屋等を取得した**相続人の数が3人以上**である場合、**特別控除額を2,000万円**とする



(1)耐震要件・除却工事要件の緩和

空き家問題 現在349万戸⇒R12には470万戸へ増加

売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、耐震改修又は除却工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても**適用対象**とする



【国交省住宅局 令和5年度税制改正資料より】



(2)特別控除の課税強化

【2024年(令和6年)1月1日以後の譲渡～】

被相続人居住用家屋等を取得した**相続人の数が3人以上**である場合すにおける**特別控除額**を、相続人1人当たり**2,000万円**(現行3,000万円)とする

実務上の留意事項

- ① 従来は譲渡前に相続人が耐震改修や除却をしなければならなかったが、譲渡後に買主が除却しても適用可能になる
- ② 売買契約書や被相続人居住用家屋等証明書・添付資料等の要件の詳細も確認する必要がある

制度の概要

【個人】2023年(令和5年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日まで 3年間延長

- ① 事業用資産の買換え特例につき、以下の見直しをした上で、その適用期限を**3年間延長**する
- ② 既成市街地等の内⇒外への買換え特例(1号)について、**23年(令和5年)12月31日**をもって**廃止**する
- ③ **長期所有(10年超)**の土地建物等⇒**国内**の土地建物等への買換え(4号)について、本社移転の場合の**圧縮率**を見直しする
- ④ **先行取得**の場合、次の事項を記載した**届出書**を提出することを**適用要件**に加える



(1)長期保有土地等の買換え特例(4号)の圧縮率の見直し

譲渡資産		買換資産		取得価格
譲渡価格	課税繰延	取得価格	簿価	
譲渡益	課税繰延	圧縮率 80%	簿価	圧縮
	課税	20%		
取得費				
10年超の土地、建物等		国内にある300㎡以上の土地(※)・建物等		

【国土交通省 R5年度 税制改正の概要より抜粋】

区分	本社の移転		その他 ※改正なし
	現行	改正後	
東京23区⇒外	80%	90% ↓	80%
原則	80%	80%	
外⇒三大都市圏等	75%	75%	75%
外⇒東京23区	70%	60% ↑	70%



(2)先行取得等の場合の届出書の適用要件の追加

【個人】2024年(令和6年)4月1日以後の譲渡～

記載内容	提出期限
<ol style="list-style-type: none"> ① 本特例の適用を受ける旨 ② 適用を受けようとする措置の別 ③ 取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等 	譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する 3月期間(※1)の末日の翌日以後 2月以内 (※1) 3月期間 ・・・その事業開始をその開始の日以後 3ヶ月ごとに区分した各期間

実務上の留意事項

- ① 先行取得の場合、買換え事業年度中に提出期限が到来するケースも多く見込まれ、十分な**事前**検討が必要
- ② 4号の買換え割合の課税繰延割合の見直しは、個人の不動産貸付業はほぼ影響ない

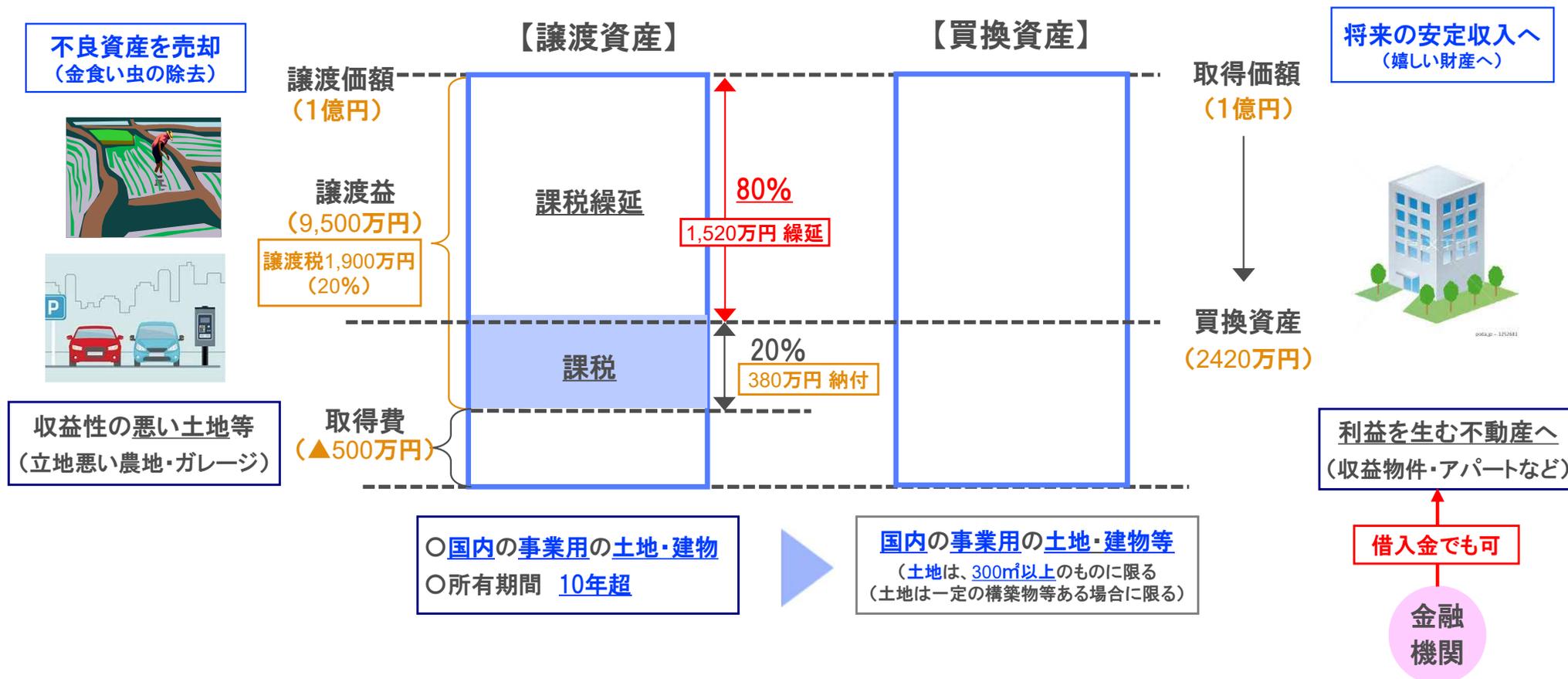
(1) 事業用資産の買換え(どこでも買換え)特例の延長 (法人税・所得税)



長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した譲渡益についての課税の繰延べ(80%)措置を、要件を見直した上で、**R8.3.31まで延長**する

3年間延長

【事業用資産の買換え特例のイメージ】

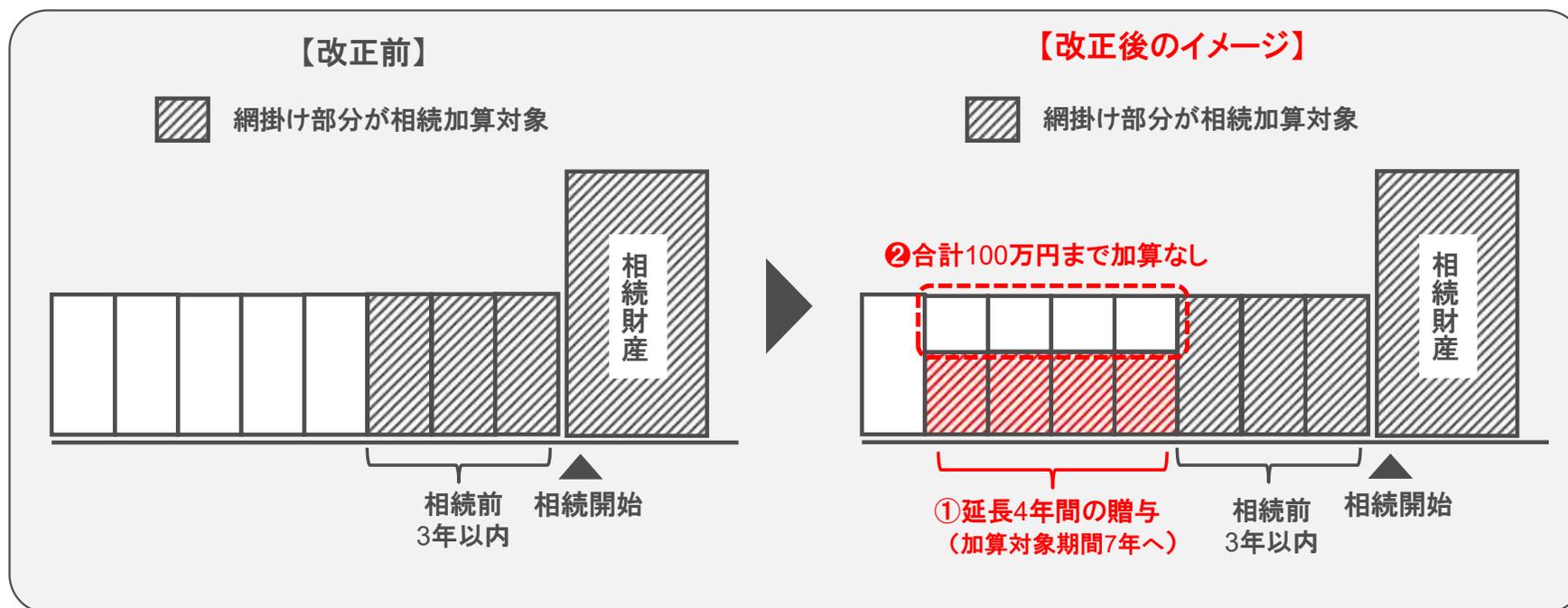


制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の贈与～

- ① 暦年課税の生前贈与加算について、加算対象期間が、現行の3年以内から7年以内へ段階的に延長される
- ② 延長した4年間(相続開始前3年超7年未満)に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しない
- ③ 上記改正は、令和6年1月1日以後の贈与より取得する財産にかかる相続税について適用される

(1)生前贈与加算 改正のイメージ



実務上の留意事項

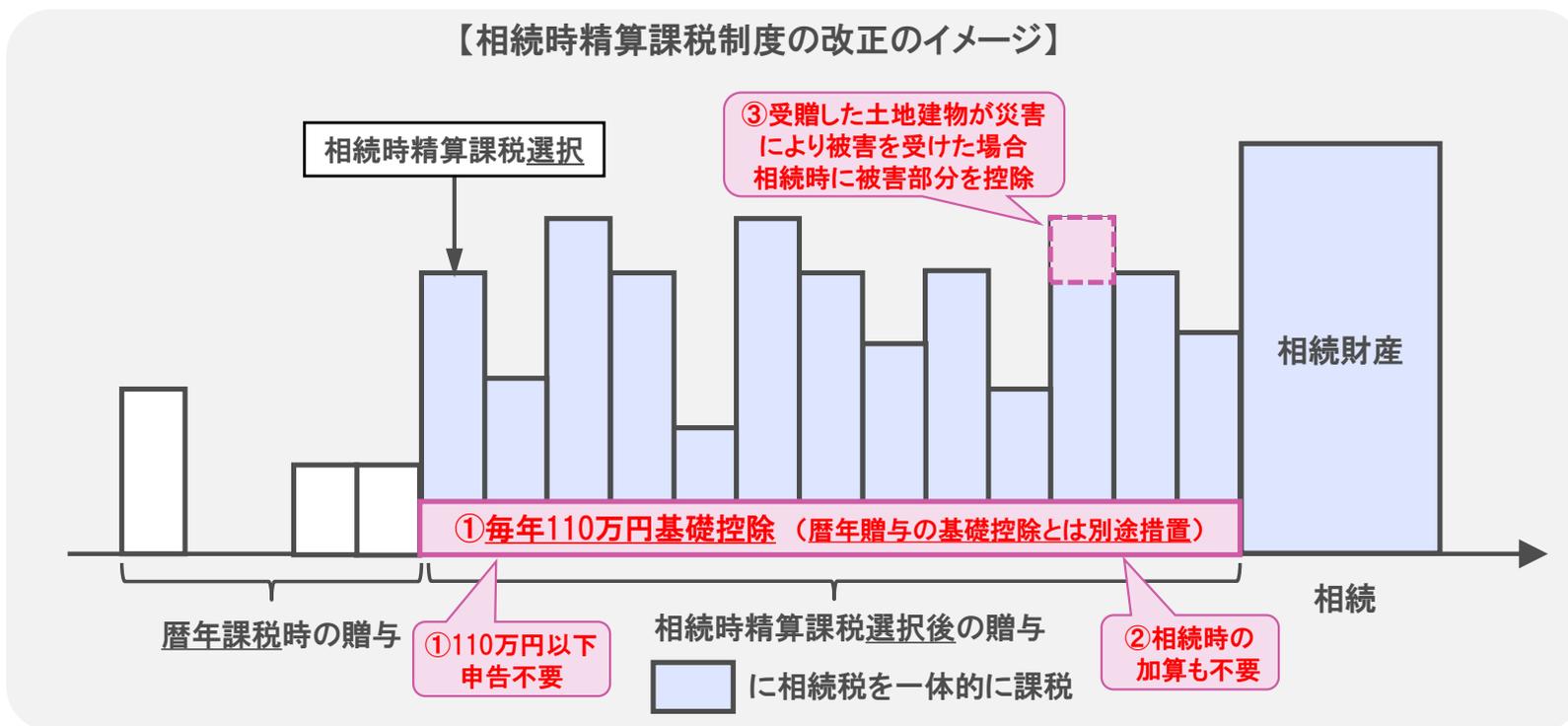
- ① 相続開始が2027年(令和9年)1月以後、加算期間は順次延長し、加算期間が7年となるのは2031年(令和13年)1月以後となる
- ② 令和5年12月31日までの贈与は、現行の生前贈与の加算期間が3年のままなので、令和5年中に駆け込み贈与が予想される
- ③ 加算期間の延長により、早期に生前贈与を行い、財産を次世代に移転することが重要となる (相続間際の節税は難しい)
- ④ 加算期間の延長により、これまで以上に贈与を受けた記録管理が必要となる (相続税の税務調査時も、税務署より7年間の贈与の調査は厳しくなると思われる)

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の贈与～

- ① 相続時精算課税の選択後の贈与につき、現行の基礎控除とは別に、**毎年110万円の基礎控除を控除**できる
- ② 特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に**加算される金額は、上記の控除後の残額**となる【減税】
- ③ 受贈した土地・建物が**災害により被害を受けた場合**は、相続時に加算する金額は、**被害部分相当額を控除**する【減税】
- ④ 上記改正は、**令和6年1月1日以後**の贈与より取得する財産にかかる相続税又は贈与税に適用される

【相続時精算課税制度の改正のイメージ】



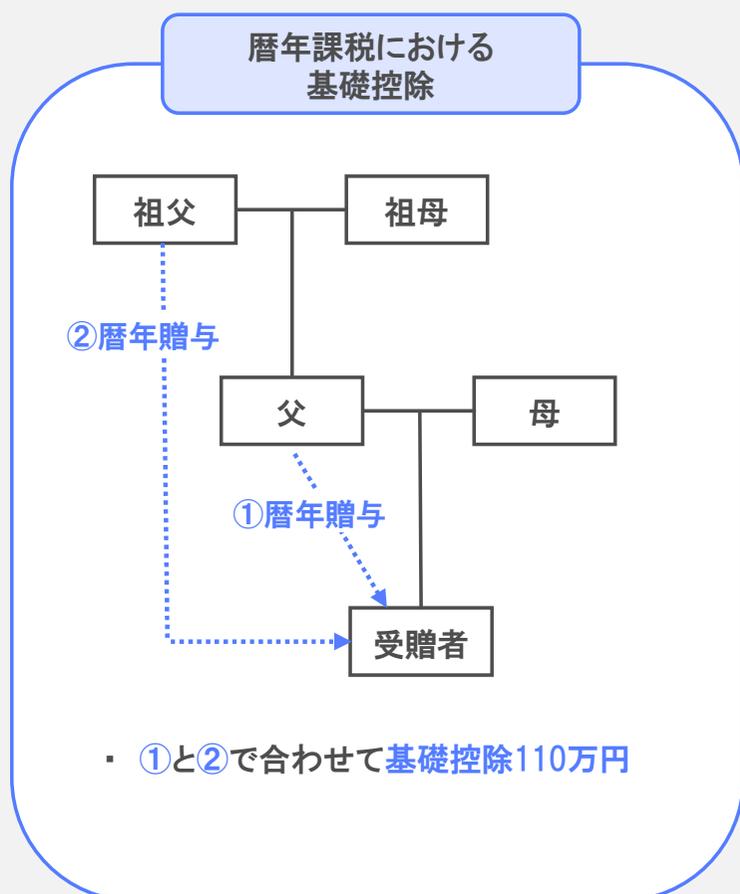
実務上の留意事項

- ① 例えば、父から相続時精算課税、母から暦年課税にすることで、受贈者側で毎年**220万円**の**控除が可能**になる
- ② **暦年課税**の場合は、**加算期間内(改正後7年間)**であれば、**年110万円以下の贈与**であっても**相続財産に加算**されるが、**相続時精算課税制度**の場合、**年間110万円以下の贈与なら相続財産に加算されない** (この点は相続時精算課税が有利)
- ③ **複数**の**特定贈与者**から**贈与**を受けた場合は、**基礎控除110万円**をそれぞれの**贈与額で按分**する (相続時精算課税制度を、父・母の両方受けている場合は、**それぞれの贈与額で基礎控除110万円を按分**する)

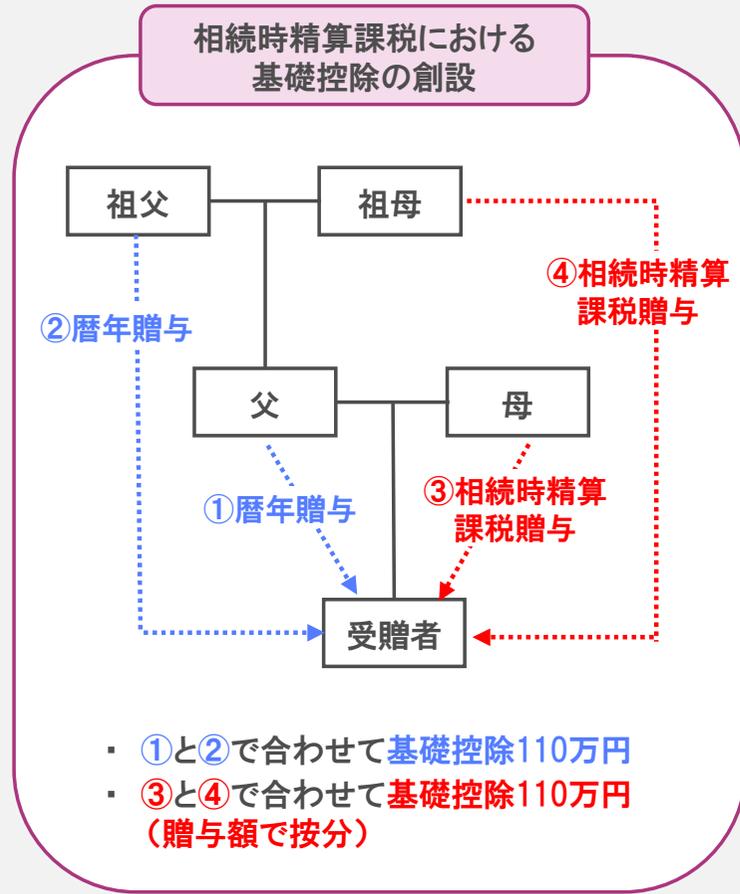
制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の贈与～

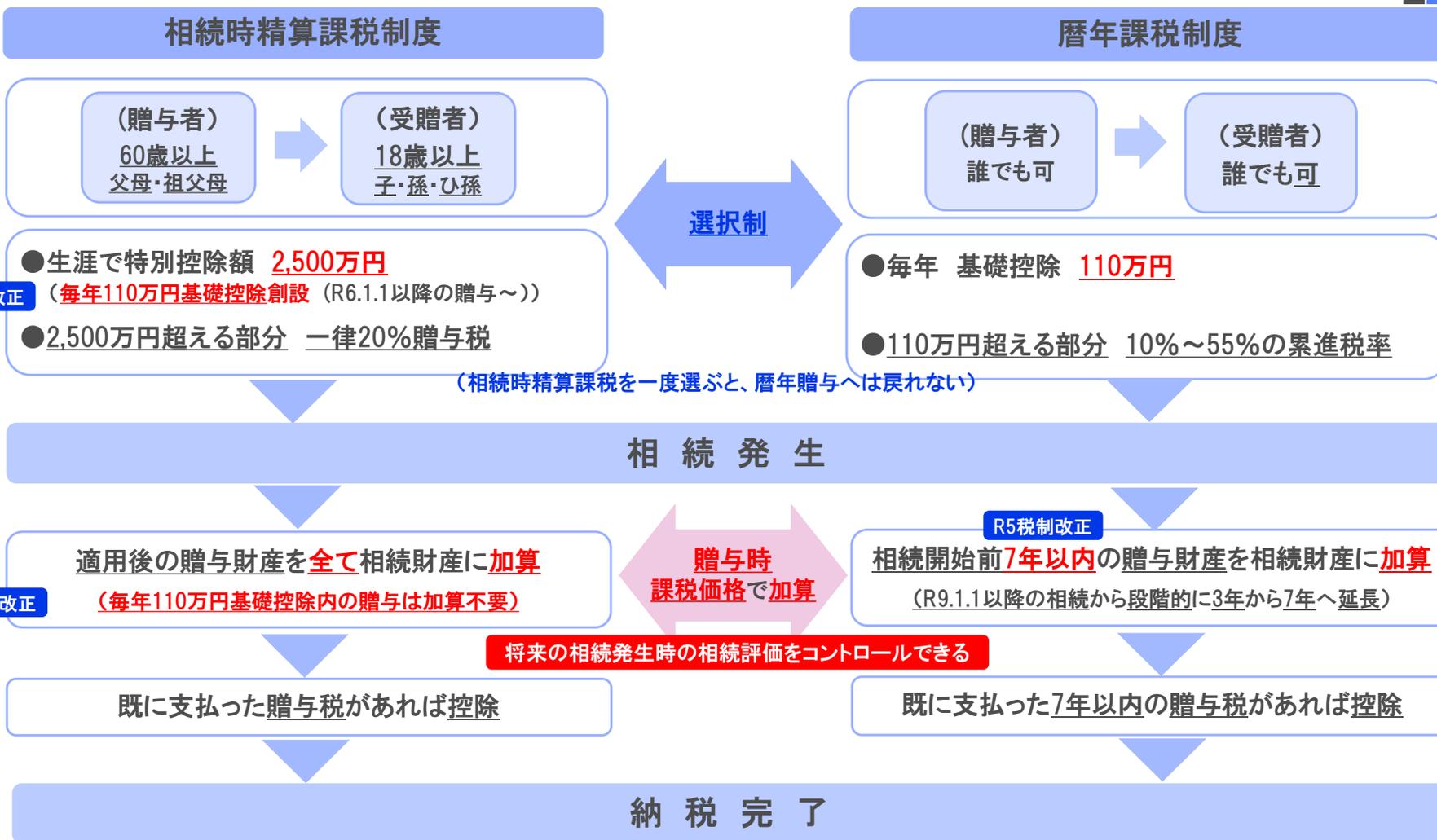
① 相続時精算課税で受けた贈与については、暦年贈与の基礎控除とは**別途**、課税価格から**基礎控除110万円**を控除できる



※ 暦年課税は変更なし



※ **複数の特定贈与者**から贈与を受けた場合は、基礎控除110万円を**それぞれの贈与額に応じ、按分**する



有利な生前贈与活用のポイント

- ① 将来**値上がり**が**確実な財産**を贈与 (値上がり確実な自社株、収用予定の土地等) 値上がり益は加算されない
- ② **収益を生む財産**を贈与 (アパート・テナント等の収益不動産(建物)) 収益(お金)は加算されない
- ③ **評価引下げ後**に贈与 (自宅やアパートなどへ変えてから贈与) 引下げ効果を確定できる

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の相続・贈与～



- ① マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが多く見られる
- ② 現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることがあり、納税者の予見可能性を確保する必要がある
(R4.4.19最高裁判例等)
- ③ 相続税におけるマンションの評価方法について、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離を踏まえ、適正化を検討する

(1)見直しの対象となるマンションとは？

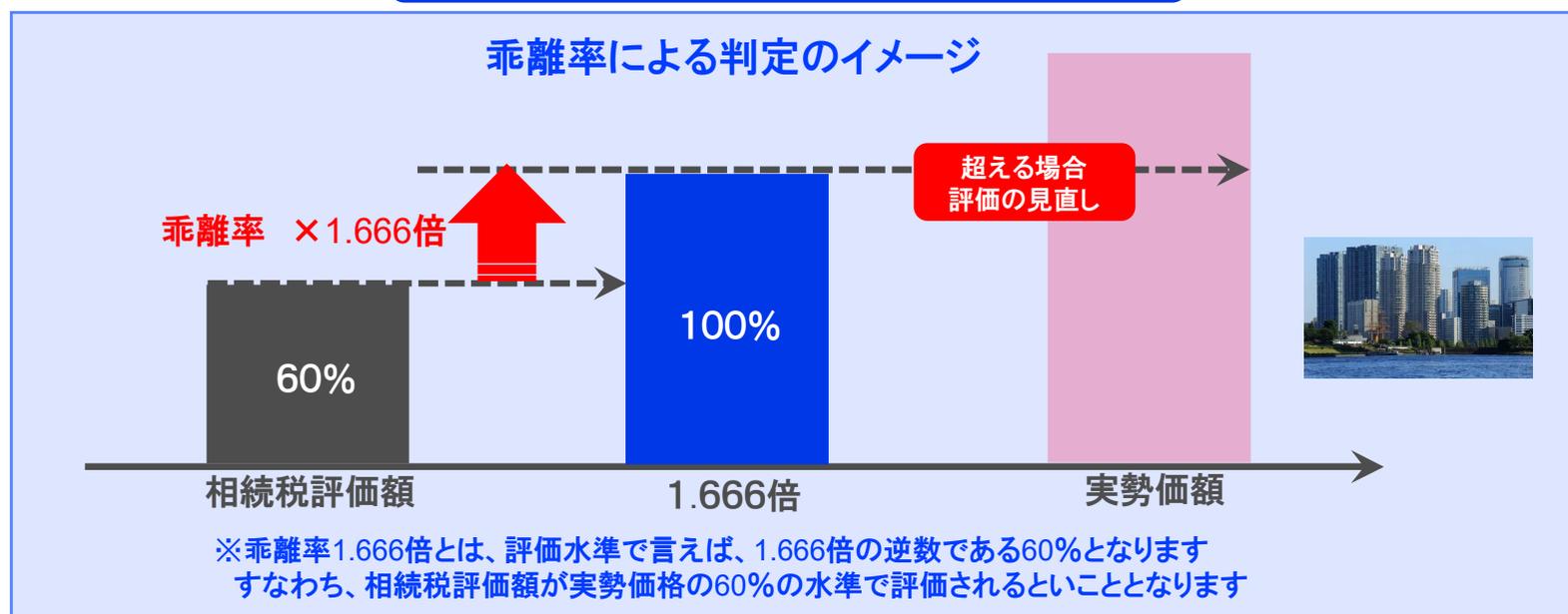
「**区分所有権**が存する家屋で**居住の用**に供する**専用部分があるもの**」をいう（区分所有登記がされたマンションの一室）

- ① **区分所有登記がされていないマンション** や **事業用の区分所有ビル等** ⇒ **対象外**
- ② また、居住用の区分所有マンションであっても、**以下**は見直しの対象となるマンションから**除かれる**
 - 地階を除く**階数が2以下のもの**（2階建て以下の低層マンション）
 - 居住用に供する専有部分一室の数が**3以下**であって、その**全て**を当該**区分所有者**又は**親族の居住用に供するもの**（いわゆる二世帯住宅等）

(2)評価方法のイメージ

マンションの相続税評価額と市場価格の乖離率＝平均2.36倍
(1億円の市場価格のマンションが相続税評価で平均4,270万円で評価)

約4割ぐらいで評価されている





(3) タワーマンションの評価方法の見直し案

マンション全体の8割ぐらい該当する予定

区分所有に係る財産の各部分(建物部分及び敷地利用権部分)の価額は、次の算式により計算した価額により評価する

$$\text{現行の相続評価額} \times \text{当該マンション一室の評価乖離率} \times 60\%$$

建物：(固定資産評価額)
土地：(路線価格×敷地利用権) 理論的な市場価格 最低評価水準

● 乖離率の計算式

$$\text{乖離率} = \frac{(\text{築年数} \times \Delta 0.033) + (\text{総階数指数} \times 0.239) + (\text{所在階} \times 0.018) + (\text{敷地持分狭小度} \times \Delta 1.195) + 3.220}{1}$$

※1 総階数指数 = 総階数÷33 (上限が1.0)

※2 敷地持分狭小度 = 敷地利用権の面積(マンション全体の敷地面積×持分割合)÷建物の専有面積

(4) 具体的な計算例

現行の財産評価通達による相続税評価額 5,000万円 (自用家屋の評価+区分所有権の自用地評価)

	築年数	総階数	所在階	敷地面積	一室の敷地権割合	一室の専有面積
タワーマンション	10年	30階	25階	5,000㎡	1/100	50㎡

① 乖離率の算定

$$\frac{(\text{10年} \times \Delta 0.033) + (\text{30階} \div 33 \times 0.239) + (\text{25階} \times 0.018) + (\text{5,000㎡} \times 1/100) \div 50\text{㎡} \times \Delta 1.195 + 3.220}{1} = 2.362 \quad (1.666\text{倍以上})$$

(築年数) (総階数指数) (所在階) (敷地持分狭小度)

② タワーマンションの改正後の評価方法

$$\text{現行の相続税評価額 } 5,000\text{万円} \times \text{乖離率 } 2.362 \times \text{最低評価水準 } 0.6 = 7,086\text{万円} \quad \text{2,086万円} \uparrow$$

実務上の留意事項

- ① 分譲マンションを所有している人は、改正の影響を早期に確認し、相続税の試算・遺産分割・納税資金について再検討を
- ② 分譲マンションを所有している同族会社は、自社株評価(純資産価額)を要チェックし、事業承継・相続対策について再検討を

制度の概要

2024年(令和6年)～2026年(令和8年)までの3年間

- ① 令和6年度は、3年に一度の固定資産税評価替えの年にあたり、令和6年度の評価替えにおいては、負担水準のバラツキが拡大することが見込まれるため、税負担の公平化の観点から均等化に向けた取組みが求められる
- ② 土地の評価替えにつき、現行の①負担調整措置、②条例減額制度を令和8年度まで3年間適用期限を延長

(1) 負担調整措置 (負担水準(前年の課税標準額÷当年の評価額)に応じて当年度の課税標準額を調整する措置)

	負担水準	当年度の課税標準額 (負担調整措置)
商業地等	70%超	当年度の評価額の70%
	60%以上70%以下	前年度の課税標準額と同額
	60%未満	前年度の課税標準額+当年度の評価額×5% (※1.2)
住宅用地	100%以上	当年度の評価額の100%
	100%未満	前年度の課税標準額+当年度の評価額×5% (※2)

※1 当年度の評価額の6割を超える場合には、当年度の評価額×60%とする

※2 当年度の評価額の2割にも満たない場合には、当年度の評価額×20%とする

(2) 条例減額制度 (市町村が条例により課税標準額の上限を決定することができる制度)

	条例減額制度
商業地等	課税標準額の上限を評価額の60%～70%の範囲内で条例の定める値とすることができる
住宅用地	課税標準の対前年度増加率に上限(1.1以上で条例で定める割合)を設けることができる

実務上の留意事項

- ① 令和6年度は、3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年であり、固定資産税評価額は変わる
- ② 不動産取得税・登録免許税・相続税等の税額計算にあたっては、その評価替え後の評価額で計算する



(1)特定の居住用財産の買換え・交換の場合の特例の延長

制度の概要

2025年(令和7年)12月31日まで2年間延長

- ① 特定の居住用財産の買換え・交換の特例(売却益の課税の繰延)の適用期限を**2年間延長**



(2)居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の特例の延長

制度の概要

2025年(令和7年)12月31日まで2年間延長

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等(以降3年間繰越控除)の適用期限を**2年間延長**
 ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等(残債があるマイホームの売却損の以降3年間の繰越控除)の適用期限を**2年間延長**



(3)特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の特別控除の延長

制度の概要

2025年(令和7年)12月31日まで2年間延長

- ① 特定の民間住宅地造成事業の譲渡の特例1,500万円特別控除の適用期限を**2年間延長**



(4)登録免許税の軽減措置の延長

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで3年間延長

下記の登録免許税の軽減措置の適用期限を**3年間延長**

内容		本則	軽減税率
住宅用家屋の所有権保存登記等	保存登記	0.4%	<u>0.15%</u>
	移転登記	2.0%	<u>0.3%</u>
	抵当権設定	0.4%	<u>0.1%</u>
特定認定長期優良住宅の所有権	—	保存登記	0.4%
	マンション	移転登記	2.0%
	戸建て住宅	移転登記	2.0%
認定低炭素住宅の所有権	保存登記	0.4%	<u>0.1%</u>
	移転登記	2.0%	<u>0.1%</u>
特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権		移転登記	2.0%

(5)新築住宅・新築認定長期優良住宅・耐震改修等に伴う固定資産税の軽減措置の延長

制度の概要

2026年(令和8年)3月31日まで2年間延長

新築住宅・新築認定長期優良住宅・耐震改修等の固定資産税の軽減措置の適用期限を2年間延長

内容		減額期間	減額割合※	床面積基準
新築住宅	新築住宅	3年間	1/2減額	50㎡※以上280㎡以下 かつ1/2が居住部分 (※共同住宅及び区分所有の貸家 の場合は40㎡以下同じ)
	3階以上の中高層耐火建築物	5年間		
新築認定長期優良住宅	新築認定長期優良住宅	5年間		
	3階以上の中高層耐火建築物	7年間		
耐震改修等	耐震改修	1年間	1/2減額	二
	バリアフリー改修	1年間	1/3減額	50㎡以上 280㎡以下
	省エネ改修	1年間	1/3減額	50㎡以上 280㎡以下

(※)減額割合は、120㎡以下の部分に対応する部分税額×1/2減額(又は1/3減額)とする

(6)不動産譲渡契約書・工事請負契約書に係る印紙税の税率の特例措置の延長

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで3年間延長

不動産譲渡契約書・工事請負契約書に係る印紙税の税率特例措置を3年間延長

契約金額		本則	特例措置
不動産譲渡契約書	工事請負契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円
1億円超	5億円以下	10万円	6万円
5億円超	10億円以下	20万円	16万円
10億円超	50億円以下	40万円	32万円
50億円超		60万円	48万円





(7)土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで3年間延長

- ① 下記の不動産取得税の特例措置の適用期限を**3年間延長**

特例措置	本則	特例措置	延長期間
① 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例	評価価格	評価価格×1/2	3年間延長
② 住宅及び土地の取得に係る標準税率の特例	4%	3%	

制度の概要

2024年(令和6年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日までの3年間

- ① 物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの実現に向け、**賃上げ促進税制が強化され、適用期限が3年間延長される**
- ② 原則の税額控除率が**10%**(現行15%)へ**引下げ**られる一方、税額控除の**上乗せ措置**(教育訓練費の要件緩和(一部強化)**女性活躍・子育て支援創設**)を見直し、税額控除率が**最大35%**(現行30%)へ**拡大**される
- ③ 大企業のうち、常時使用する**従業員の数が2,000名以下**の「**中堅企業向け**」の**賃上げ促進税制**を新設する

【現行】

大企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	15%	+ 20%	5% 上乗せ	30%
	+ 4%	25%			
	—	—			
	—	—			

【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】

【改正後】(据置期間:3年間)

大企業 ※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※4	教育 訓練費※5 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍※6	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
	+ 4%	15%					
	+ 5%	20%					
	+ 7%	25%					

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍※6	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
	+ 4%	25%					

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかの企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用**の条件。※2 **従業員数が2,000人以下の企業**(「その法人」及び「その法人との間にその法人による支配関係がある法人」の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く)が**適用可能**ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給料等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)

※4 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は、法人税額等の20%

※5 教育訓練費の上乗せ要件は、**適用事業年度の教育訓練費の額が、適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上**である場合に限り、適用可能 ※6 厚生労働省が実施する「**プラチナくるみ**」、「**プラチナえるぼし(中堅企業は「えるぼし3段階目以上**)」の認定を受けている場合に適用がある

実務上の留意事項

- ① 現行4%以上の賃上げ率で受けられていた税額控除率25%は、**改正案では7%以上の賃上げが必要**となる
- ② 教育訓練費の上乗せ措置に、**教育訓練費の額が雇用者給与額の0.05%以上と要件が付されたため、教育訓練費の額が僅少な場合には、増加割合10%以上要件を満たしていても、上乗せ措置は受けられない**
- ③ 新設の中堅企業(従業員数2,000名以下)の範囲に、**支配関係のある法人との従業員数合計が1万人超は除かれる**

制度の概要

2024年(令和6年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日までの3年間



- ① 物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの実現に向け、**賃上げ促進税制が強化**され、適用期限が**3年間延長**される
- ② 中小企業向けの賃上げ促進税制について、**上乘せ措置(教育訓練費の要件緩和(一部強化)、女性活躍・子育て支援創設)を見直し**、税額控除率が**最大45%**(現行40%)へ**拡大**される
- ③ 中小企業については、欠損企業も多く賃上げ促進税制のインセンティブが必ずしも効かない構造となっているため、**当期の税額から控除できなかった税額につき、5年間の繰越控除を創設**する

(1)中小企業向けの賃上げ促進税制

項目		現行	改正後 (3年延長)
適用要件		雇用者給料等支給額が前年費増加率 1.5%以上	
控除率	給料等 増加割合	1.5%以上	15%
		2.5%以上	30%
	上乘せ	教育訓練費 10%加算 教育訓練費の増加割合:10%以上	10%加算 教育訓練費の増加割合:5%以上 かつ、雇用者全体の給料総額×0.05以上
		女性活躍・ 子育て支援(創設)	5%加算 ※1 「くるみん認定」又は「えるぼし2段階目以上」
	最大控除率	40%	45%
	控除限度額	法人税額×20%	
	控除限度超過額の繰越	—	5年間の繰越控除(創設) ※2

※1 厚生労働省が実施する「くるみん認定」、「えるぼし2段階目以上」の認定を受けている場合に適用がある

※2 持続的な賃上げを実現する観点から、繰越税額控除をする事業年度において、**雇用者給与等支給額が前年比増加している場合に限る**

実務上の留意事項

- ① 教育訓練費の上乗せ措置に、**教育訓練費の額が雇用者給与額の0.05%以上と要件が付されたため、教育訓練費の額が僅少な場合には、増加割合5%以上要件を満たしていても、上乘せ措置は受けられない**
- ② 欠損を生じた事業年度など従来では賃上げ促進税制の恩恵を受けられなかったが、**5年間の繰越控除が可能となるため、翌事業年度以後にも恩恵を受けられるようになる**

【参考1】 3つの法人区分

資本金	常時使用従業員数	現行	改正後
1億円超	2,000人超	大企業	大企業
	2,000人以下		中堅企業(※1)
1億円以下	—	中小企業	中小企業

※1 「その法人」及び「その法人との間にその法人による支配関係がある法人」の従業員数が合計1万人超の場合は「大企業」になる

【参考2】マルチステークホルダー方針(※2)の公表対象者

資本金	常時使用従業員数	現行	改正後
10億円以上	1,000人以上	対象	対象
	1,000人未満	—	—
10億円未満	2,000人超		—
	2,000人以下	—	—

※2 マルチステークホルダー方針(賃上げ方針、取引先との適切な関係構築の方針等)の取引先に「消費税の免税事業者」が含まれることが明確化される

【参考3】 女性活躍・子育て支援の上乗せ措置の要件

(1)くるみん (子育てサポート企業として厚生労働省が認定)

	中小企業	中堅企業	大企業
トライくるみん	—	—	—
くるみん	○	—	—
プラチナくるみん		○	○



(2)えるぼし (女性活躍を推進する優良企業として厚生労働省が認定)

	中小企業	中堅企業	大企業
えるぼし(1段階目)	—	—	—
えるぼし(2段階目)	○	—	—
えるぼし(3段階目)		○	—
プラチナえるぼし		○	○

< 1段階目 >



< 2段階目 >



< 3段階目 >





制度の概要

2024年(令和6年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日までの3年間

- ① 地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、飲食料費に係るデフレマインドを取り除く観点から、**交際費課税の特例措置**を、**令和9年3月31日まで適用期限を3年間延長**する
- ② 会議費の実態を踏まえ、**交際費等から除外される飲食費の基準**を、**令和6年4月1日以後**に支出する飲食費から、**1人当たり1万円以下**(現行:5,000円以下)に**引き上げる**

(1)交際費課税の特例措置 (中小企業)

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：令和8年度末】

【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】



※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係する者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり5,000円超の飲食費含む）。

1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを**1万円に引き上げ**。

実務上の留意事項

- ① 会計システム(補助科目の設定等)や経費精算ルール、社内規程等の見直しが必要になる
- ② 令和6年4月1日以後に支出する飲食費が対象となるため、3月31日決算法人以外の法人は、同一事業年度内で飲食費に係る金額基準が2つできるので注意が必要



制度の概要

2024年(令和6年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日までの2年間

- ① 少額減価償却資産(30万円未満)の損金算入の特例について、**令和8年3月31日**まで適用期限を**2年間延長**する
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用対象から**除外される法人**が追加される

(1)各制度の比較

制度	取得価額	償却方法	限度額	(参考)
①中小企業者等の少額減価償却資産の特例 (2年間延長)	30万円未満	全額損金算入	年300万円	償却資産税 課税対象
②一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年均等償却	限度なし	償却資産税 非課税
③少額の減価償却資産の損金算入制度	10万円未満	全額損金算入		

(2)中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の適用対象から除外される法人

現行	改正後
中小企業者で青色申告法人のうち、常時使用する従業員の数が500人以下(令和2年3月31日までの取得については1,000名以下)の法人(中小企業者等)に限られる	左記の対象法人から、e-Taxにより法人税の確定申告書等の記載すべきものとされる事項を提出しなければならない法人のうち、常時使用する従業員の数が 300人を超えるもの が 除外 される

実務上の留意事項

- ① 個人事業主の所得税についても同様となる
- ② 上記の中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用対象から除外される法人にならないか確認が必要

【現行制度】2027年(令和9年)3月31日までの3年間

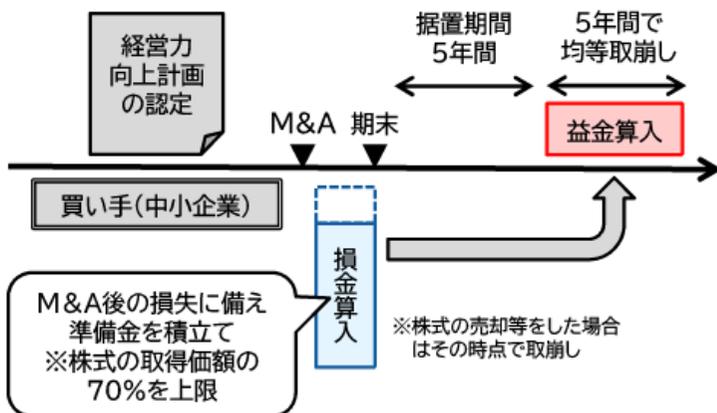
【新制度】産業競争力強化法の改正の施行日～2027年(令和9年)3月31日まで

制度の概要

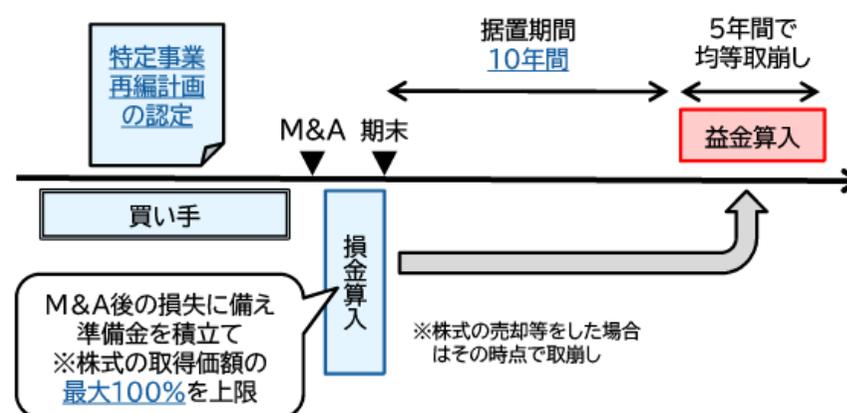
- ① M&A後の損失に備える現行制度を見直した上で、現行制度を令和9年3月31日まで適用期限を3年間延長する
- ② 成長意欲ある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ体となって成長していくことを後押しするため複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を最大100%(現行:70%)に拡充し、据置期間を10年(現行:5年)に延長する新しい制度が追加される(新制度は、産業競争力強化法の改正の施行日から2027年(令和9年)3月31日まで)

(1)中小企業事業再編損失準備制度

① 現行制度(3年延長)



② 新制度



	根拠法	適用時期	計画認定要件	出資額要件	積立て上限	据置期間	取崩し	除外要件【追加】
① 現行制度	中小企業等経営強化法	～R9.3.31 (3年延長)	経営力向上計画の認定	10億円以下	株式の取得価額の70%	5年間	5年均等	一定の表明保証保険契約締結時は対象外 ※事後でも取崩し事由に
② 新制度	産業競争力強化法	改正法の施行日 ～R9.3.31	特定事業再編計画(仮称)の認定	1億円以上 100億円以下	1社目90% 2社目以降100%	10年間		

【経営革新等支援機関推進協議会資料より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 新制度に基づく適用要件や特別事業再編計画(仮称)がどのような内容になるか確認する必要がある
- ② 事業承継を対象とする一定の表明保証保険契約とはどのようなものかを確認する必要がある

制度の概要

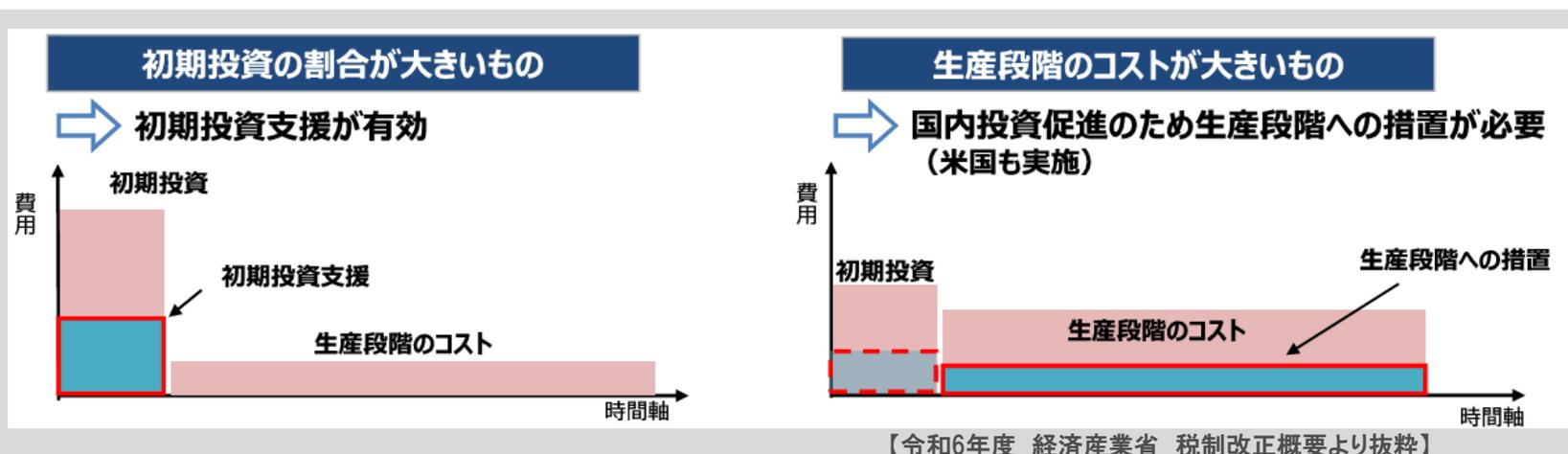
事業適応計画の認定日以後～10年以内の日を含む各事業年度



- ① 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる分野を選定し、集中的な国内投資を促すため、**生産・販売量に比例して法人税を控除する戦略分野国内生産促進税制が創設される**
- ② 具体的な対象物資：半導体、電気自動車等(蓄電池)、グリーンスチール、グリーンケミカル、航空燃料費(SAF)

(1)戦略分野国内生産投資促進税制の創設

項目	内容
適用対象者	・青色申告法人で、産業競争力強化法の 事業適応計画 について 認定 を受けること
適用要件	・ 産業競争力基盤強化商品生産用資産(仮称) の取得等をし、国内にある事業の用に供すること
対象期間	・産業競争力強化法の事業適応計画の 認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度
税制優遇 (税額控除)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①と②の内、いずれか少ない金額の税額控除 ①産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうち、その事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額 ②産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額対象となったものを除く）



実務上の留意事項

以下①～③の要件全てに該当する場合、その事業年度について税額控除は適用しない

- ① 所得金額が対前年比で増加
- ② 継続雇用給料等支給額が対前年比増加率1%未満
- ③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の4割未満

大胆な国内投資促進策とするための措置

- **対象物資ごとの生産・販売量に応じた税額控除措置**
 - 戦略的に取り組むべき分野として、産業競争力強化法に**対象物資を法定**
 - 本税制の対象分野のうちGX分野については、**GX経済移行債による財源**を活用
- 産業競争力強化法に基づく**事業計画の認定から10年間の措置期間 + 最大4年※の繰越期間**
- **法人税額の最大40%※を控除可能**とする等の適切な上限設定

【注】「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除」及び「カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除」との合計で、当期の法人税額の40%(半導体生産用資産にあっては20%)を上限

※ 半導体については繰越期間3年、法人税の20%まで控除可能

対象物資ごとの単位あたり控除額

【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】

物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台
	軽EV・PHEV	20万円/台
グリーンスチール		2万円/トン
グリーンケミカル		5万円/トン
持続可能な航空燃料 (SAF)		30円/リットル

物資		控除額	
半導体	マイコン	28-45nm相当	1.6万円/枚
		45-65nm相当	1.3万円/枚
		65-90nm相当	1.1万円/枚
		90nm以上	7千円/枚
半導体	アナログ半導体 (パワー半導体含む)	パワー (Si)	6千円/枚
		パワー (SiC, GaN)	2.9万円/枚
		イメージセンサー	1.6万円/枚
		その他	4千円/枚

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。(生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減)
半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2032年(令和14年)3月31日までの7年間



- ① イノベーション投資を促す税制には、①研究開発投資(インプット)に着目した「研究開発税制」と、②研究開発に係る「成果」として生まれた所得(アウトプット)に着目した「イノベーションボックス税制」が挙げられる
- ② イノベーションの国際競争が進む中で、海外と比べて遜色のない税制面の環境整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、国内における民間の無形固定資産を後押しする観点から、新たにイノベーションボックス税制を創設する(G7で3番目)

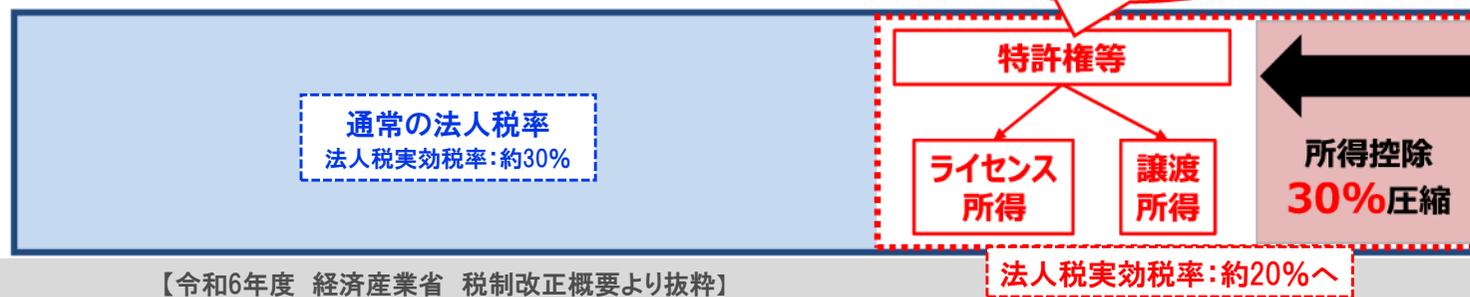
(1)イノベーションボックス税制の創設

項目	内容
対象知的財産	・対象となる知的財産(特定特許権等) → (「特許権」及び「AI関連のソフトウェアの著作権」)
知的財産の要件	・青色申告法人が国内で自ら研究開発を行ったもの(令和6年4月1日以後に取得・製作されたもの)
対象所得	・特許権譲渡等取引(国内への譲渡所得、国内外からのライセンス(貸付)所得) (国外への譲渡所得、関連者(移転価格税制と同基準)からの所得は、対象外)
対象期間	・2025年(令和7年)4月1日～2032年(令和14年)3月31日までの7年間
税制優遇 (税額控除)	<p>・次の①と②のいずれか少ない金額×30%を損金算入</p> $\text{① 特許権譲渡等に係る譲渡所得・貸付所得の金額} \times \frac{\text{分母の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額}}{\text{当期及び前期以前(R7.4.1以降開始する事業年度に限る)のその特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額}}$ <p>② 当期の所得金額</p>

イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)のイメージ

(※1) 産業競争力強化法において新設する規定により確認。

- : 課税所得全体
 ■ : 本税制の対象となる所得



【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】

法人税実効税率: 約20%へ

(参考) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の制度案

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

$$\text{所得控除額} = \text{制度対象所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

知財由来の所得

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権
(令和6年4月1日以降に取得したもの)

②対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得
- 知財の譲渡所得
(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

③自己創出比率の計算方法

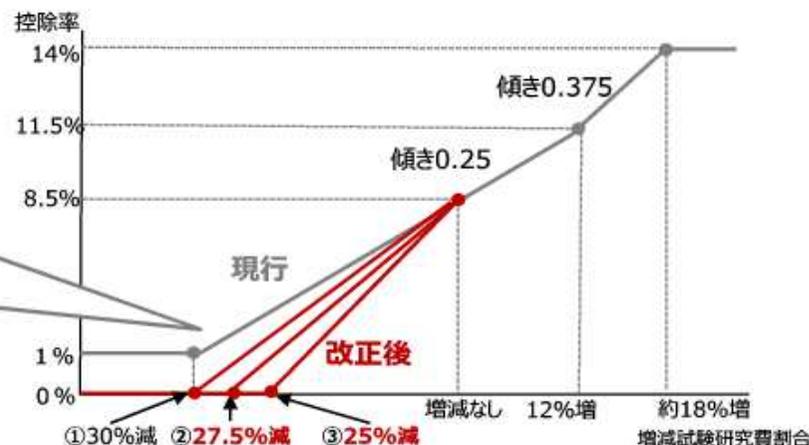
- 企業が主に「国内で」、
「自ら」行った研究開発の
割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

(参考) 研究開発税制における控除率のメリハリ付け

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に調整。

(①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施)



【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日以後に開始する事業年度～



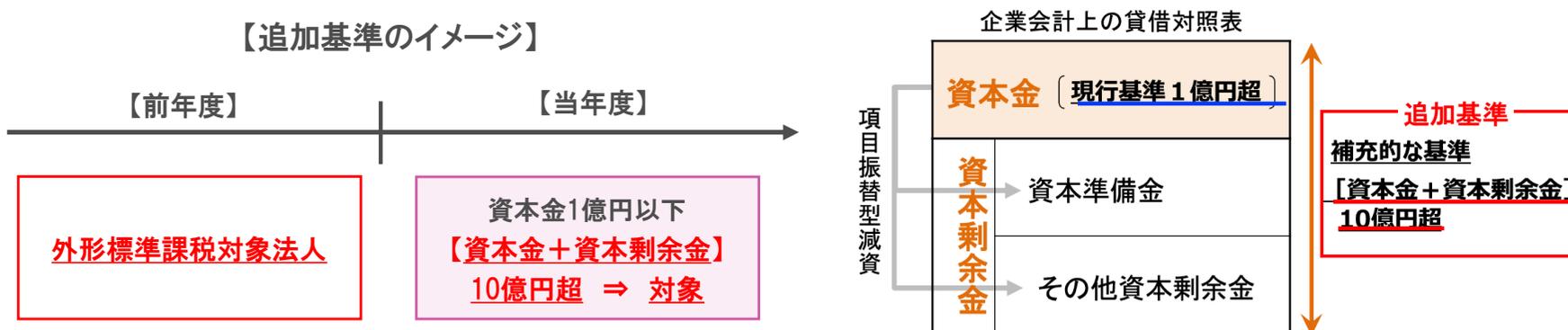
- ① 「減資への対応策」として、当分の間、「前年度に外形標準課税の対象であった法人で、当年度に資本金1億円以下、かつ、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円超(追加基準)**となるものは、**外形標準課税の対象に追加**する
- ② 上記改正は、**令和7年4月1日**に施行し、同日**以後開始する事業年度**から適用する

(1)減資への対応

上場企業等が資本金を1億円以下に減資をし、負担を回避している問題 (適用対象法人が2/.3に減少)

現行基準	・資本金1億円超 【付加価値割(給与+賃借料+利子+単年度損益)課税標準に法人事業税を課税】
追加基準	・前年度 : 外形標準課税対象法人 ・当年度 : 資本金1億円以下 かつ 資本金と資本剰余金の合計10億円超

【追加基準のイメージ】



経過措置 「駆け込み」減資への対策

施行日以後最初に開始する事業年度の取り扱い	公布日 を含む事業年度の 前事業年度 (公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合は、公布日以後最初に終了する事業年度)に外形標準課税の対象であった法人が、「 駆け込み 」で 施行日以後最初に開始する事業年度に1億円以下となった場合 ⇒ 施行日以後最初に開始する事業年度は、資本金と資本剰余金の合計10億円 で判定
-----------------------	--

実務上の留意事項

- ① 「駆け込み」減資への対策として、経過措置が設けられる
- ② 中堅・中小企業のM&Aに係る配慮措置、激変緩和措置が設けられている
 - ① **改正前**に**外形標準課税の「対象外」**である法人は、現行基準に該当しない限り、引き続き「**対象外**」
 - ② **改正後**に**新設される法人**は、現行基準に該当しない限り、引き続き「**対象外**」

制度の概要

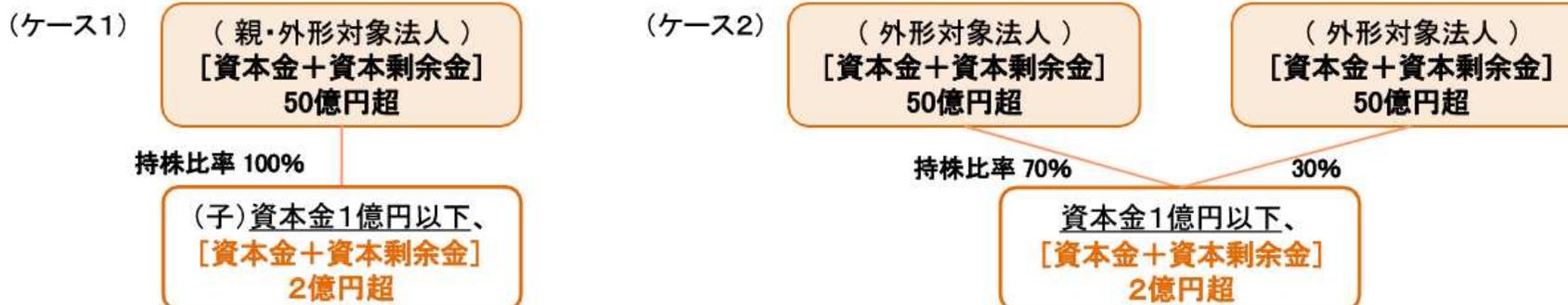
2026年(令和8年)4月1日以後に開始する事業年度～



- ① 「100%子会社への対応策」として、**資本金と資本剰余金の合計額が50億円超である大会社の100%子法人等**のうち、**資本金と資本剰余金の合計額が2億円超(追加基準)**となるものは、**外形標準課税の対象に追加**する
- ② 上記改正は、**令和8年4月1日**に施行し、同日**以後開始する事業年度**から**適用**する

(1)100%子会社への対応

現行基準	・資本金1億円超
追加基準	・ 資本金と資本剰余金の合計50億円超 の法人等の 100%子法人等 (※1) ・ 当年度 ：資本金1億円以下 かつ 資本金と資本剰余金の合計 2億円超



中堅・中小企業のM&Aに係る配慮	
特例措置	産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の基づくM&Aは、 5年間「対象外」
激変緩和措置	従来の課税方式で計算した税額を 超える部分 について次の通り 軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度:超える額の2/3軽減 ・令和9年度:超える額の1/3軽減

実務上の留意事項

- ① 子会社が外形標準課税の対象となる大企業において、グループ全体の税負担の増減を注視する必要がある
- ② 中堅・中小企業のM&Aに係る配慮措置、激変緩和措置が設けられている

(1)研究開発税制の見直し



制度の概要

2026年(令和8年)4月1日以後開始する事業年度～

- ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、**令和8年4月1日以後に開始する事業年度**で増減試験研究費割合がゼロに満たない事業年度につき、**税額控除率を見直す**とともに、**税額控除率の下限**(現行:1%)を**撤廃**
- ② 制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の**国外事業者等**を通じて行う事業に係る試験研究費の額を**除外**



(2)オープンイノベーション促進税制の延長

制度の概要

2026年(令和8年)3月31日まで2年間延長

- ① オープンイノベーション促進税制の適用期限を、**令和8年3月31日まで2年間延長**



(3)地域未来投資促進税制の拡充等

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① 課税特例の**上乗せ要件を拡充**したうえで、対象となる機械装置及び器具備品の**税額控除率を6%**(現行:5%)に**引き上げ**
- ② 課税特例の上乗せ要件のうち、労働生産性の伸び率に係る要件について、その**労働生産性の伸び率を5%以上**(現行:4%)に**引き上げ**



(4)地方拠点強化税制の見直し・延長

制度の概要

2026年(令和8年)3月31日まで2年間延長

- ① **地方活力向上地域等**において**特定建物等**を取得した場合の**特別償却**又は**税額控除制度**、**地方活力向上地域等**において**雇用者の数が増加した場合の税額控除制度**について、**一定の見直し**の上、適用期限を**令和8年3月31日まで2年延長**
- ② **特定業務施設の範囲に**、**一定の商業事業部門、サービス事業部門**のために使用される**事務所**を加える



(5)暗号資産の期末時価

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① 法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法又は時価法のうちその法人が選定した評価方法(自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、原価法)により計算した金額とするほか、**所要の措置を講ずる**

(6) 現物出資の内外判定の見直し

制度の概要

2024年(令和6年)10月1日以後の現物出資～

- 
- ① 適格現物出資の該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等(国内不動産等を除く)の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいずれに該当するかによることとする
 - ② **令和6年10月1日以後**に行われる**現物出資**について適用

(7) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付制度の不適用の延長

制度の概要

2026年(令和8年)3月31日まで2年間延長

- 
- ① 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付制度の不適用について、その適用期限を**2年延長**し、**令和8年3月31日まで**の間に終了する各事業年度において生じた**欠損金額**については**適用しない**こととする

(8) 中小企業倒産防止掛金の損金算入の特例の見直し

制度の概要

2024年(令和6年)10月1日以降の解約以降～

- 
- ① **中小企業倒産防止掛金の損金算入**について、**令和6年10月1日以後**に中小企業倒産防止掛金共済法の共済契約の**解除**があった後に、同法の**共済契約を締結した場合**には、その**解除の日から同日以後2年を経過する日**までの間に支出する中小企業倒産防止掛金については、**本特例の適用ができない**こととする

(9) 倉庫用建物等の割増償却制度の見直し・延長

制度の概要

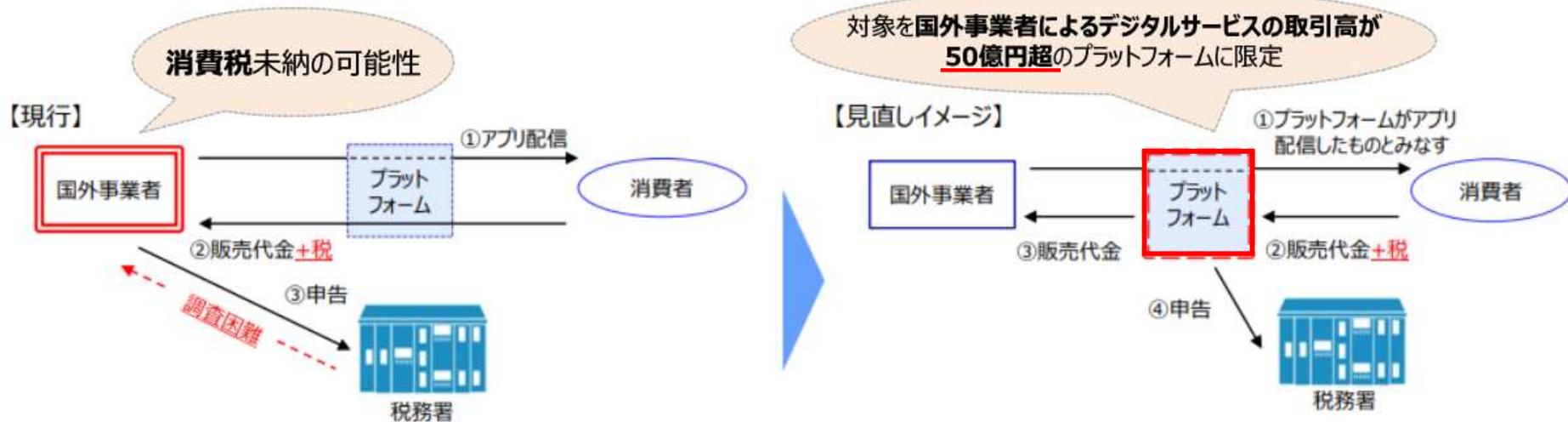
2026年(令和8年)3月31日まで2年間延長

- 
- ① 倉庫用建物等の割増償却制度について、その適用期限を**令和8年3月31日まで2年延長**する
 - ② 対象となる特定流通業務施設に有しなければならない**到着時刻表示装置**について**貨物自動車の運転者等からの商品等の入出庫に関する情報の提供機能を有するものに限定**するほか、対象となる特定流通業務施設の設備要件を見直す
 - ③ 割増償却は、流通業務の省力化に特に資する施設として、**次の要件を満たす特定流通業務施設であることにつき証明された事業年度のみ**、適用できることとする
 - ・ 貨物自動車の運転者の平均荷待ち時間が20分以内であること
 - ・ 貨物自動車の運転者の平均荷役時間が特定総合効率化計画に記載されたその特定流通業務施設における平均荷役時間の目標値及びその法人が既に有する流通業務施設における平均荷役時間を下回ること

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日以後の役務の提供から

- ① 国境を越えたサービスの提供(アプリストアやオンラインゲーム等)において、国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性を確保する観点から、**国外サービス提供者の代わりに、特定プラットフォーム事業者**が消費税を納める「**プラットフォーム課税**」を導入する
- ② 本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、国外事業者によるデジタルサービスの**取引高が50億円超の特定プラットフォーム事業者**を対象とする
- ③ 上記の導入は、**令和7年4月1日以後行われるデジタルサービス**についてから適用する



【令和6年度 経済産業省 税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 事業者向けのデジタルサービスの提供は、リバースチャージ方式のため上記の対象外になる
- ② 本制度の対象となるプラットフォーム事業者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定事項を国税庁長官に届け出る必要がある

制度の概要

2024年(令和6年)10月1日以後開始する事業年度から

- ① 国外事業者により、消費税の納税義務の免除の特例や簡易課税制度等を適用して、売手が納税せず、買手が控除を行う、いわゆる「**納税なき控除**」が行われており、これに対応するため以下の**見直し**が**実施**される
- ② 上記の見直しは、**令和6年10月1日以後開始する事業年度**から適用する



(1)消費税の納税義務の免除特例(事業者免税点制度)の見直し

見直しされる特例	特例の概要	改正後
① 特定期間の特例	基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても次のいずれかの場合は納税義務が免除されない ・特定期間における課税売上高1,000万円超 ・特定期間における給与(居住者分)の合計額1,000万円超	国外事業者 は、特定期間における消費税の納税義務の判定から 給与支払額を除く 【現行では、非居住者への給料の判定対象となっておらず、特例が機能していないため】
② 新設法人の特例	資本金が1,000万円以上の法人は納税義務が免除されない (基準期間がない課税期間が対象)	国外事業者 は、基準期間を有する場合であっても、 国内における事業開始時 における 資本金の金額 により 消費税の納税義務を判定 する 【現行では、本国での設立後2年以上経過した外国法人が日本に進出する場合、基準期間を有していることから、資本金が1,000万円以上であっても消費税の納税義務が免除されるため】
③ 特定新規設立法人の特例	国内の課税売上高が5億円超の法人が、設立した資本金の金額が1,000万円未満の法人である場合は納税義務が免除されない (基準期間がない課税期間が対象)	国外分を含む収入金額が50億円超の国外事業者が設立した法人 は、 消費税の納税義務が免除されない 【国外の収入金額が判定から除かれているため、国外で多額の収入を得ている大企業が設立した法人の資本金の金額が1,000万円未満の法人は消費税の納税義務が免除されるため】



(2)簡易課税制度等の見直し

- ① 恒久的施設を有しない国外事業者について、国内における課税仕入れ等が一般的に想定されず、業種毎のみなし仕入率による控除が適切であると言えないため、**簡易課税制度の適用を認めない**ことになる
- ② 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(**2割特例**)も、同様に**適用が認められない**ことになる

実務上の留意事項

- ① 国外事業者は、消費税の納税義務の判定等について要件が改正され、日本進出する際等には留意する必要がある

(1)高額特定資産を取得した場合の免税事業者等の適用制限の見直し



制度の概要

2024年(令和6年)4月1日以後の地金等の課税仕入れ～

- ① 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度適用を制限する措置の対象に、その課税期間中に取得した「金又は白金の地金等」の額の合計額が200万円以上である場合を加える
- ② 令和6年4月1日以後の金又は白金の地金等の課税仕入れについて適用する

(2)外国人旅行者向け免税制度に係る課税仕入れの見直し



制度の概要

2024年(令和6年)4月1日以後の課税仕入れ～

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする
- ② 令和6年4月1日以後の国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する

(3)簡易課税制度適用者・小規模事業者の経理方法の明確化



制度の概要

2023年(令和5年)10月1日以後の課税仕入れ～

- ① 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8)を乗じた金額とすることが認められることを明確化する

(4)消費税に係る帳簿の記載事項の見直し



制度の概要

2023年(令和5年)10月1日以後の課税仕入れ～

- ① 一定の事項が記載された帳簿の保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る)については、帳簿への住所等の記載を不要とする
- ② 改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上記載がなくとも改めて求めないものとする。



- 本資料は令和6年度税制改正大綱及び各省庁資料等に基づき作成しております。内容につきましては変わる可能性がありますのでご了承ください。
- 本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。
- 本資料の内容につきまして、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。
- 実行にあつては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。



税理士法人 **京都経営**
株式会社 **京都経営** コンサルティング

代表社員／税理士 **大江 孝明**

京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
TEL075-603-9022 FAX075-603-9055

<http://www.kyotokeiei.com>



税金相談 CAFÉ



税金のこと、ひとりで悩んでいませんか？お気軽に京都経営へご相談ください。



クイックレポート
0800-919-8107

初回
相談料
無料

事業をされている方			資産をお持ちの方		
事業を新しく始めたい	資金繰りに困っている	決算書の見方が分からない	相続税が心配	財産を分けたい	遺言書を作りたい
税金を節税したい		経営計画を作りたい	自社株の価額を知りたい		所得税が高い
事業計画を社員と共有したい	事業承継を検討したい	M & A 戦略を考えている	不動産を有効活用したい	不動産の売却をしたい	将来の老後資金が心配

私達、弊社所属の税理士が対応させていただきます！



代表取締役
大江 孝明



取締役
五十棲 裕



税理士
川野 智也



税理士
大橋 裕幸



税理士
寺田 匠晶



税理士
松原 絵里子



税理士
高橋 彩佳

